

令和5年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和5年12月14日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年12月14日 10時00分

1. 閉 議 令和5年12月14日 14時50分

1. 散 会 令和5年12月14日 14時50分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦

民生課長	小川 敦司	住民保健課長	濱口 伊佐夫
生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	清水 寿重
地域防災課長	木村 晋	消防長	中本 敏也
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第4回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程につきましてはお手元に配布しております。

令和5年度定期監査報告書が監査委員より提出され配布しております。

本日は一般質問を予定しています。

本日休憩中に議会運営委員会の開催をよろしくお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は90分です。

質問事項は、1つとして、「高齢者等の支援」について、2つとして、「不登校児童生徒等の支援」についてであります。

初めに、「高齢者等の支援」についての質問を許可します。

9番 松田君（登壇）

○9 番

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い福祉サービスの確保など将来にわたって安心して生活ができる環境の整備は必要不可欠なことであります。また、本年の通常国会において、共生社会の実現を推進するためのいわゆる認知症基本法が成立しました。認知症は誰もがかかる可能性があります。2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。高齢社会の中で、認知症の発症率の高い年齢層75歳以上はもとより、85歳以上の人口が増えることにより、認知症は、今後ますます増えていくことが予想されており、独り暮らしの方の割合が増えていくことも見込まれております。

ここで当局にお伺いいたします。認知症の人やそのご家族が安心して暮らせる環境整備が急務であり、必要な施策を進めていく上での根拠法となる認知症基本法の制定により、より一層の認知症に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解を促すことが求められております。認知症基本法の施行は1年以内に政令で定められることになっております。施行に向けて、認知症に関する議論がより一層深まり、共生社会の実現に向けた新たな施策が進展することが期待されており、市町村による認知症施策の推進計画の策定も努力義務とされていますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま松田議員から高齢者の支援に関するご質問をいただきました。

急速な高齢化の進展に伴い、認知症患者数の増加が想定されており、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本年6月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。本法律は、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策の充実を図ることを目的とし、認知症の方が、自らの意思によって日常社会生活を営むこと、国民が認知症と認知症の方について正しい理解を深めること、本人や家族への支援など、共生社会の実現を推進するための7つの基本理念を定めております。町といたしましても、認知症の方と地域住民が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある地域づくりの実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、努力義務とされております認知症施策推進基本計画の策定につきましても、県や周

辺り町の策定状況なども踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

認知症基本法は、がん対策基本法や、脳卒中・循環器病対策基本法、障害者基本法と同様に、認知症施策に関する基本的方向を示し、今後の施策の充実に向けた重要な基本法となっております。基本理念として、認知症の人の意思、意見表明や社会参画の機会確保、良質かつ適切な保健医療福祉サービスの提供、家族への支援などが掲げられています。法律の施行は1年以内に政令で定められることになっています。

施行に向けて、認知症に関する議論がより一層深まり、共生社会の実現に向けた新たな施策が進展することが期待されております。本町におかれましても、この法律が目指す共生社会を実現するためにも、これまで以上に認知症施策の推進をしていただくことを提言させていただきます。

去年、全国で認知症やその疑いで行方不明となった人は延べ1万8,709人となりました。この数を聞くと、誰もが大きな衝撃を受け、なぜこのような事態に至ってしまっているのかとの疑問を抱くかと思えます。国の推計では、認知症の人は2060年まで増加傾向にあり、私たちがこの問題と向き合うことは避けられない状況となっております。この問題について、町としてどのように受け止められているのか、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

認知症高齢者数は、高齢化の進行と比例して増加するとされておりまして、2060年には850万人になるという推計もございます。町内での認知症の高齢者数は1,300人前後で推移をしておりまして、その支援は町の重要な課題の1つであると考えております。町ではこれまでも認知症カフェや、SOS白浜高齢者検索ネットワークの構築などの認知症対策に取り組み、今年度におきましても、町立図書館とも連携しまして、認知症に関連した図書の特設コーナーを設置するなど、啓蒙活動も進めてきたところで。

今後本町でも認知症高齢者は増加することが予想されておりまして、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関とも新たな施策を様々な形で連携を講じることが必要であると考えております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいまの当局の答弁より、町内でも1,300人前後で認知症高齢者は推移しており、本町としても重要な課題の1つであるとのことでした。この数を聞くだけでも、これだけの認知症の方がおられるのかと考えさせられる数でもあり、これからますます認知症高齢者は増加していくことは否めません。本町におかれましても、認知症施策の充実にして、これからもしっかりと進めていただきたく思います。

行方不明の可能性のある認知症の方の事前登録により、行方不明になった際に、早期発見、保護できる協力体制を関係機関とつくり、高齢者の生命の安全、家族等への支援として、本町にてSOS白浜高齢者検索ネットワーク事業を実施されていますが、現在、町内対象者と思われる方は何人おり、そのうちの何%ぐらいの方が登録をされているのか。この事業を利用しているご家族は安心感を得ることができているのかなどの定期的な検証等はされているのか。また、実際、認知症患者の行方不明事案が発生した際、町の対応の現状も併せて当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

まず1点目の、どれぐらいの方がSOS白浜高齢者検索ネットワークに登録をされているのかという点にお答えいたします。要支援、要介護認定者のうち、居場所などが分からなくなる、失見当識障害があるとされている高齢者数は約300名で、そのうちSOS白浜高齢者検索ネットワークに登録されている方は12名、約4%となっております。ご家族への定期的な聞き取りなどは特段行っておりませんが、少なくとも登録をすることで不安感は軽くなっているものと考えております。ただ、ご家族の思いもあるかと思しますので、制度全般に関するご意見などを伺う機会も今後設けてまいりたいと考えております。

それからもう1点、町の行方不明事案が発生した際の町の対応の現状等につきまして、答弁させていただきます。SOS白浜高齢者検索ネットワークへの登録がなされている方につきましては、あらかじめ登録した内容で警察署、それから消防本部及び関係機関に対しまして、情報提供を行い、捜索の協力依頼を速やかに行います。また、登録がされていない方につきましても、警察署をはじめ、介護サービス事業所など関係する機関との情報連携を図ることで早期に発見できるよう努めております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

本町にて実施されているSOS白浜高齢者検索ネットワーク事業に登録をされている高齢者の人数は少ないと思いますが、このような施策は、利用数や費用対効果が問われるものではなく、手厚い支援としての安心・安全を充実させる考えが優先されるべきであると考えます。これからもこのような制度の充実等の取組を進めていただくことを提言いたします。

SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業ですが、行方不明が発生した場合を前提に、この事業の趣旨に賛同し、登録をされている事業者さんが、捜査活動の強制ではない範囲内で、外回りの業務などに合わせる形で、行方不明の方を見かけたら声をかけていただくことで、早期発見につなげることを目的とした支援となっておりますが、そもそも行方不明者が発生した場合での支援でもあり、この事業を活用して、早期発見につなげることができているのか不安要素をぬぐえなく、この事業だけではカバーし切れないことも考えられます。

こういったことから、より一層の認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境整備として、行方不明事案が発生しても、カバーできる体制の構築を進めていく必要があると考え

ますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

平成28年5月に和歌山県における認知症高齢者の行方不明及び身元不明に関する広域連携要領が策定されまして、県内市町村において認知症高齢者の行方不明などが出た場合、県警本部と緊密な連携を図るとともに、県より、県内外の自治体に対して速やかにメールで情報提供を行う体制が現在整えられています。徘徊などによる行方不明者を早期に発見し保護していくためには、地域住民等からの情報提供はもとより、自治体間の情報共有、それから連携強化も重要ですので、県内の市町村だけでなく、近隣府県などにも調査依頼を広げることができる、こうした県の体制も積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

次に、みなべ町での取組についてご紹介させていただきます。

みなべ町は、認知症の人を地域で見守るための事業に取り組んでおります。身につけてもらうことで、連絡先が分かる「見守り・安全シール」の無料配布や居場所が把握できる無線標識の無償貸与などの事業をされております。見守り・安全シールはQRコードがついており、スマートフォンなどで読み込めば、在住市町村名や公的機関の連絡先が分かる仕組みとなっており、かばんや靴などに貼って利用するとのことでした。

また、無線標識は500円玉大で、そこから発信される電波をスマートフォンの機能を利用して把握できる仕組みになっており、反応範囲は5メートルから30メートルと限られますが、行方不明となった際の捜索などで役立つことが期待されています。さらに衛星利用測位システム（GPS）機器の購入での補助もあり、補助額はケースなどを含め、上限1万円で利用料は自己負担となっております。行方不明になれば捜索にも協力し、原則、警察に届け出た場合で、各機関にも協力を要請して、無線標識などを活用し捜索するとのことでした。

実際、本町でも年に数件ですが、認知症と思われる方の徘徊での行方不明事案が発生していると同様です。本町として、独り暮らし高齢者等の見守り支援施策にはどのようなものがあり、その支援施策はどのような効果があるのか。また、認知症基本法が1年以内での施行もあるので、本町としても、今後の認知症支援を重点施策として位置づけ、認知症の高齢者等の見守り支援等にも力を入れ、みなべ町等が行っている支援策が実現できればと考えますが、いかがでしょうか。併せて当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

まず見守りに関しまして、答弁させていただきます。

民生委員をはじめ白浜町社会福祉協議会から委嘱をされた地域の福祉委員が、各地域におきまして見守り活動に貢献していただいております。その活動の中で気になる高齢者等を発見した際には、地域包括支援センター、また社会福祉協議会に情報を寄せていただきまして、

必要な支援につなげるよう連携を図っています。

また、独り暮らしの高齢者の方が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送れるよう、高齢者宅を訪れる機会の多い民間事業者との連携によりまして、孤独死や消費者被害のおそれのある高齢者をいち早く発見しまして、見守り支援につなげる活動も行われています。

町では新たな取組といたしまして、民間企業との間で、AI電話サービスを活用し、高齢者の体調変化や生活状況、また在宅状況を定期的に把握する実証実験のほうを今月スタートいたしました。電話での内容につきましては、随時地域包括支援センターへ情報が集約され、体調等に変化が見られた場合には、担当する介護支援専門員が必要に応じ適切な支援につなげるシステムとなっております。

こうした新たな取組にもチャレンジしながら、幅広く高齢者を見守れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

それから、みなべ町等の支援を実施できればというご質問につきまして、答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、認知症対策は町の重要な課題の1つでもあると考えております。町では、徘徊の可能性がある高齢者に対しましては、まずは身につけるものに居住地や氏名を書いてもらうことなどを常に周知しておりまして、認知症施策を総合的に推進していく中で、SOS白浜高齢者検索ネットワークへの登録や、民間の見守りサービスなどの情報提供も行っているところです。みなべ町の取組をはじめ各自治体におきましては様々な形で認知症に関する支援策が行われていますので、どのような取組が効果的なのかといったことも含めまして、その内容を検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

当局の答弁にもありましたが、今月より、高齢者の体調変化や生活状況等の把握としてのAIを活用した電話サービスを実証実験としてスタートされていますが、これも高齢者の見守り支援の取組の1つとして評価できることであります。実際の実証実験での状況等はどうか分かりませんが、高齢者支援の1つとして定着ができればと思います。

また、今回ご紹介していただいたみなべ町での支援を含むほか市町で取り組まれている支援策等も参考にいただきながら、行方不明対策施策の充実としての推進も提言いたします。

今年度10月下旬に総務文教厚生常任委員会行政視察として、福岡県粕屋町を訪問させていただきました。そこでの調査事項は、IoTを活用した子ども見守りとして、地域に整備された見守りポイントの近くを子供が通過すると、位置と時刻が記録され、アプリでその情報を確認できるもの、県内では和歌山市が実施されているとのことでした。子供を見守る、守る取組が、地域ぐるみでされているとのことでした。このシステムを活用する目的は、子供を犯罪や事故から守る等とのことでしたが、今後このシステムを活用し、高齢者等の見守り支援にも活用ができればとお話がありました。

本町でもこのようなIoTを活用した見守りシステムがあればと思いますが、何よりもお

話を聞き印象に残ったことは、地域ぐるみで子供の見守りを積極的にされているとのことです。誰もが安心して生活できる環境の推進としても、子供の見守りと一緒のように、高齢者や認知症の方等の見守りを含む地域ぐるみで取組を進めていく必要があると思います。

現在、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等を養成し、住民主体の支援体制の推進を図るため、生活支援サポーターの養成講座を実施されております。生活支援サポーターの役割として、このような課題に対して取り組むことも重要であると思いますが、どのような取組を行っているのか、また当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

生活支援サポーターは、毎年10名以上受講していただいております。受講された方は、それぞれの得意分野を生かしていただいております。具体的には、町が実施する高齢者等介護支援員として高齢者宅を訪問し、話し相手や見守り等を担っていただいている方や、堅田地域では高齢者の寄り合いの場としてサロンの立ち上げに尽力された方もおられます。また、不登校ぎみの生徒の話し相手として学校でのボランティア活動に取り組んでおられる方もおられます。

ご提言いただきました、地域における高齢者や認知症の方の見守り活動につきましても、活動の1つとしまして、生活支援サポーターに関心を持っていただけるよう受講いただく養成講座に、認知症や地域での高齢者の方の見守りに関するものなどを設けまして、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

生活支援サポーターは、自主的な取組での位置づけもありますが、高齢者等の見守り支援の課題について、地域の担い手となり取り組んでいただくことで、地域の見守り活動が広がることにつながればと期待もしております。

田辺市では特別職を除くほぼ全職員が認知症サポーター養成講座を受講されています。高齢化が進み、認知症は人ごとではなくなり、地域の住民でもある職員が理解を深めることで支え合う環境づくりが求められております。この講座を受けたことで、市職員さんも認知症に対する理解も深めることができ、適切な行政支援に結びつけることができているとの評価もあります。

我が町においても、認知症の理解を深め、地域で支え合う環境づくりとして、担当課職員のみならず、田辺市での取組のような全職員の受講をと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員より職員への認知症サポーター養成講座の実施についてご質問をいただきました。

当町におきましては、令和5年度は、職員研修と位置づけ、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができるあいサポーター研修、これを開催したところでございます。議員のご指摘の認知症サポーター養成講座につきましても、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを目的に、担当職員のみならず、全職員が認知症サポーター養成講座を受講できるよう検討してまいります。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

支え合う地域づくりを目的に、認知症サポーター養成講座の受講をされることは、認知症に対する理解も深まり、大変意義のあることであると思っておりますので、ぜひ受講に向けて取組を進めていただきたいと思います。

続いて、日置川地域でのコミュニティバスの運行についての質問をさせていただきます。以前に三舞線の白浜町コミュニティバスを利用されているご高齢の住民の方より、バス停が自宅より遠く、高齢で足腰にも負担がかかり大変なので、できれば、地域内の民家があるところまでバスに来てもらえたら助かるとの要望を受けました。私も現場に行き、状況を確認しましたが、お話のとおり、バス停が地域内の民家よりかなり離れており、特に疾患等を持たれた高齢者がここまで来るだけでも大変な労力になると思われました。近年では、猛暑の影響もあると思っております。

そのことを日置川事務所にて対応、対策をお願いいたしました。ほかの地域から同じような要望もあり、対応は現状維持になるとお話でした。もちろん当局が、言われるように、1つの地域だけで認めてしまうことは、ほかの地域との平等の観点からも円滑に物事を進めることはできないと思っておりますが、現実、このような要望が各地域より出ていること自体が、今のコミュニティバス運行が住民ニーズに適応しきれていないことの表れでもあると考えます。ニーズは日々変化すると思っております。このような状況を見据えると、ほっておくことができない課題でもあり、何らかの手だてを考え、課題の解決に向けて実行に移していく必要があります。

この点について、当局の見解はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

松田議員から、コミュニティバスの停留所が地域内の民家よりかなり離れており、特に疾患等を持たれた高齢者にとって、自宅から停留所までの移動が大変な労力であることに関してご質問をいただきました。

このことに関しましては、松田議員が述べられたとおり、議員から直接お話を聞かせていただいております。また、日置川区長会の区要望の中で同様の事項がございましたので、状況は十分把握しているところでございます。そのほか、コミュニティバスの運行に関する地域の皆様からの要望に関しましては、年に1度、関係区長及び利用者の皆様に要望調査を行い、把握に努めており、いただきました要望につきましては、内容を精査の上、対応可能な範囲

で取組を進めているところですが、コミュニティバスは平成26年10月より明光バスの路線廃止に伴い、日置川上流の地域を中心とした公共交通の空白地を解消するために導入したものであることや、バスの配置が三舞線と川添線の2路線で、各一台体制であることを踏まえ、ご質問をいただいた利用者が住んでいる民家の近くまで送迎することは、コミュニティバスでの対応が困難な課題であると考えております。

なお、現行のコミュニティバスの路線は、廃止された明光バスの路線より可能な範囲で細部に停留所を設置し、利便性を向上させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

コミュニティバス利用者のさらなる高齢化や、猛暑などの厳しい気象環境の変化による影響もあり、もっと近くにバス停があれば等の利便性の向上を求める声として、利用者のニーズは様々な理由により刻々と変化していることは無視できない現状であると思います。コミュニティバスが運行されてから数年が経過していることもあり、一度、各地域のニーズをきちんと整理していただき、全体的な運行ルート等の見直しも必要かと思っております。何々の理由で実現は難しいのでは、ご理解くださいではなく、今後の見通し等についてどうされるのかとの考えについてお聞かせください。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

利用者や各地域の要望の把握や導入の目的は先ほど答弁させていただいたとおりですが、コミュニティバスの全体的な運行ルートの見直しについては、現在予定してございません。また、今後、運行ルートを見直す場合であっても不特定多数の利用者が乗り合わせることが基本的な考えであることのほか、高齢化等の様々な要望に応じ、民家の近くまで送迎することは、路線の延伸に伴う起終点の所要時間の問題やそれに対応するためのバスの増大が必要になってくるなどの課題がございます。

コミュニティバスの運行については、利用者等からのアンケートにより要望を精査し、実現可能な要望には対応してございます。フリー乗降区間や上富田町内におけるバス停の追加も要望に対応したものでありますが、これらは運行時間や路線、乗降者数等において、運行に支障がないと認められたため対応できたものでございます。今後もいただきました要望は、内容を精査し、検討の上、対応可能と判断するものについては、白浜町地域公共交通会議に諮り、利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

今後の公共交通空白地域の対策として、日置川地域及び旧白浜地域、椿、富田、白浜等を含む町全体の公共交通の再構築を図っていくこと、今困っている住民の皆様のために、一日

でも早く対策が講じられるよう、計画を前倒しするぐらいのスピード感を持ち取り組んでいくことが必要であると思います。当局もそのような考えでされていると思います。

その1つの案として、利用者の「運行本数が少ない」「自宅からバス停まで遠い」「行きたい場所にバス停がない」といった多様化するニーズに対して、ルート及びダイヤが決まった定時定路線から、利用者の予約に応じたA Iが効率的で最適なルートを生成し、効率的な運行ができるA Iを活用したオンデマンドバスに切り替えてはとありますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員よりA Iを活用したオンデマンドバスに切り替えてはいかがかというご質問いただきました。

松田議員ご承知のとおり、白浜地域は民間のバス事業者による路線バスの営業区域となっており、民間のタクシー事業者も営業をしております。一方、日置川地域におきましては、町が事業者主体となるコミュニティバスの運行と併せてタクシー事業者への助成金交付により、同地域におけるタクシー運行を継続していただいております。

デマンド交通はそれぞれの地域における既存公共交通に対する競合事業となるため民業圧迫への配慮が必要不可欠となってまいります。あわせて、デマンド交通は、定時定路線では発生しない予約管理に関する経費も発生するため、導入の方法によりましては、現行の制度より維持経費が高額になるケースも発生してまいります。

これらのことを踏まえまして、令和5年3月に策定いたしました白浜町地域公共交通計画には、デマンド交通に関する具体的な導入は盛り込んでおらず、現在の地域公共交通の維持に向けて、住民、事業者、行政等の関係者の連携、協働と利用促進を行っていくこととさせていただきます。

現状の支援策といたしましては、高齢者タクシー券助成事業がございますので、当該事業の積極的な利用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長
9番 松田君

○9 番

また、高齢者の利用に加え、これまで地域公共交通を利用していなかった新たな利用者層を取り込み、持続可能な地域公共交通体系の構築を目指していければとありますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

すみません。ただいまの質問の前に、その前のご質問で、私、令和5年3月に策定した、白浜町地域公共交通計画と答弁させていただいたんですけども、正しくは、令和5年6月でございます。訂正させていただきます。おわび申し上げます。

それでは、ただいま松田議員より、持続可能な地域公共交通体系の構築についてご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

白浜町地域公共交通計画にも、持続可能な公共交通体系の実現の目標を掲げ、目標達成のために検討する事業を盛り込んでおります。その中で、新たな利用者層の獲得に関連する事業として、運行本数、ルート見直しによるニーズへの対応やサイクル・アンド・バスライドの促進、情報提供の強化などを計画的に盛り込んでおり、これら計画に即した事業の実施により、持続可能な地域公共交通体系の構築を目指してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

高齢化等により移動が困難な利用者のニーズの変化を把握し、それに伴った支援を進めていくことは、町の重要な取組であります。ニーズは変化するものだとの認識の下、さらなる公共交通の利便性の向上として取組を進めていただくことを提言いたしまして、この項についての質問を終わります。

○議 長

以上で、「高齢者等の支援」についての質問は終わります。

次に、「不登校児童生徒等の支援」についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

文部科学省の調査では、2021年度の全国の国公立小中学校における不登校の児童生徒は約24万5,000人に上り、一方で、36.3%に当たる約8万9,000人は、専門的な支援を受け入れられていない状況であったとのことです。令和5年度現在、小中高等学校の不登校の児童生徒数が急増し、約30万人となっているそうです。文部科学省は不登校について、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況に当たるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義しています。不登校の数には含まれていませんが、実際には学校に行きづらい子供はもっと多いのではないかとの臆測もあります。また、18歳以上の子供の自殺者数は、9月初めに飛び抜けて多く、次いで4月半ばに集中しています。これは、9月初めは2学期の始業式があり、4月には新学期がスタートする時期と重なります。つまり、学校に行かなければならない状況になったとき、生きづらさを抱えたまま自殺してしまう子供がいるということです。

不登校は、子供の命に関わる深刻な社会問題となっています。不登校の問題は、ひきこもりの増加、子供の面倒を見るために母親が働けないケースなどの諸課題もあり、経済的負担が増えることも考えられ、家庭の貧困などにも直結しています。これは憂慮すべき事態であり、不登校等の児童生徒に学びの場を提供し、進学や就職の希望をかなえる環境を整理する必要があると考えます。

ここで当局にお伺いします。本町での不登校児童生徒等の現状と対策について、どのよう

な取組支援をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

本町の不登校児童生徒等の現状と対策についてご答弁申し上げます。

不登校児童生徒数につきましては、令和3年以降、小中学校とも減少傾向にあります。取組といたしましては、各校で教育相談部会を設置し、不登校の背景や理由に関する情報を共有し、問題の根本原因を探り、適切な対応ができるようにしています。学校とのつながりを継続できるよう、担任や養護教諭、学校長が働きかけを行っています。また、保護者や児童生徒と相談しながら、ふれあいルーム（適応指導教室）への通室につなげている例もあります。そのほかにも、不登校児童生徒支援員や訪問支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、個別に学習したり相談したりできるように、児童生徒のニーズに合わせて対応しています。各校とも、児童生徒を中心にして取り組んでいるところでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

文部科学省は、クラスの中に入れられない子供にも、学校内の居場所や学習環境を確保することを目的に、空き教室を活用して学校内で不登校の児童生徒をサポートする校内教育支援センターの拡充のため、新たに本センターを設置する自治体に必要な経費を補充することを決めておられます。

本町としても、現在、白浜町教育相談室「子育て相談ふれあいルーム」が町立児童館の2階に開設されており、不登校支援などに当たっていただいておりますが、多様な居場所、多様な支援、多様な学びの場の提供として、本町にとってどのような開設の仕方、またどのような運用方法が望ましいのか、検討をしていただき、指導員の確保などの人的課題もごございますが、大切な子供たちを守りたいとの姿勢で教室に行きづらくなった児童生徒、不登校傾向及び特別な支援が必要な児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を校内空き教室に設置しての支援を実施してはと考えますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

ふれあいルームの運営及び校内空き教室を利用した児童生徒支援について答弁いたします。

ふれあいルームは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導を行うことにより、学校復帰や子供の社会的自立を目指しています。現在も小中学生が通室しており、安心・安全の基盤を守りながら、一人一人に応じた学習活動を行っています。

学校には登校できるのですが、教室に行きづらいと感じる児童生徒につきましては相談室を開設し、個別対応を行っています。不登校児童生徒支援員、心の教室相談員が配置されている学校につきましては、話し相手になったり、個別に授業を行ったりしています。配置されていない学校につきましては、管理職やその時間授業に入っていない教職員が、その都度対応しています。

児童生徒の心の状態に合わせて、学校外のふれあいルームや、学校内の相談室等行える範囲の中で、児童生徒の支援を行っています。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

また、不登校児童生徒等の支援として、学校の授業をオンライン指導できる指導体制を確立すべきだと考えますが、その現状と今後の取組について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

教室に行きづらさを感じている相談室登校の児童生徒への対応として、相談室から学級の授業にオンラインで参加していたケースがあります。また、学校に行きづらい児童生徒につきましては、自宅にいながら教室とオンライン双方向型授業で学習を行っているケースもあります。不登校児童生徒につきましては、オンラインでの学習は可能ではありますが、学習に気持ちが向かっていけない児童生徒もいます。情緒の安定と心身の状態を第一に鑑みながら、今後も児童生徒の成長を支援していきたいと考えています。

○議 長

9番 松田君

○9 番

不登校等の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校等の子供の保護者会は、全国的にも非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では行政からの支援ではなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者会の設置は地域によって状況が様々であるように思われます。

本町におかれましても、教育委員会が不登校の子供の保護者であれば誰でも自由に参加できる「保護者の会」を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、関係機関、関係団体連携の下、不登校の子供の保護者を支援していくことも考えていく必要があると考えますが、今後の本町での取組と見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

不登校にかかわらず、子育て全般におきましても、保護者支援は大変重要なことでもあります。我が子への対応や将来について不安を持たれている保護者はたくさんいます。本町では、

保護者の会の設置はございませんが、ふれあいルームで通室生が実習を行った際には、保護者も参加できるようにし、保護者同士の自然なつながりを持てる機会を設定しています。また、各校で不安感のある保護者を孤立させないように、連絡を継続して行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用していただくように働きかけています。学校や保護者の要望があれば、紀南教育事務所、教育相談主事を派遣したり、児童相談所との面談を進めたりもしています。保護者の会はございませんが、不安感のある保護者への対応はとても重要です。教育委員会も各校と連携しながら、これからも児童生徒を中心にした支援を継続していきたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

不登校等の支援として取り組まれています本町に事務所を構える「くまのっ子児童家庭支援センターのこのこ」さんは、児童福祉法に基づいて設置された地域の相談施設で、NPO法人白浜レスキューネットワークが和歌山県の委託を受け運営されている、県内では和歌山市に次いで2か所目となる児童家庭支援センターです。具体的な活動内容の中で、学校でのいじめや不登校などの学習、生活上の問題の相談などもされており、経験豊かな臨床心理士、精神保健福祉士、校長歴任の元教員など、専門的な知識や技術を持ったスタッフが対応し、必要な助言や援助を行っております。また、本町内小中学校の教員に、不登校等での難しい事案に対しても適切な助言等ができる機能を持ち合わせており、何よりも、これだけの専門職が本町内におられることも大きな人的財産であり、今後の子育て支援としての重要な位置づけのあるセンターであると考えます。教育委員会としても、不登校児童生徒の支援として、くまのっ子児童家庭支援センターのこのこさんと、本町内にあるセンターであるからこそできる連携として、より一層の連携強化を図っていく必要があるかと思いますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

くまのっ子児童家庭支援センターのこのこにつきましては、各校で定期的に行われるケース会議等に参加していただき、ご助言をいただいております。くまのっ子児童家庭支援センターのこのこに限らず、児童相談所や社会福祉協議会、青少年センター、紀南教育事務所、教育相談主事等、専門的な知識や技能をお持ちの方々にご意見をいただいております。

これからも、他機関との連携を密にしながら取組を進めてまいります。

○議 長

9番 松田君

○9 番

当町におかれましても、こども家庭センターの設置をすることで、現在組織体系などの検討をされておりますが、このセンターの役割として、妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に支援、相談支援を行うとなっており、不登校やひきこもり等の相談を適切な支援につなげる役割もあります。

このようにこのセンターを実のある組織にするには、専門的なスタッフの存在は欠かせず、専門的な見地より適切な支援につなげていくには、経験豊かな専門的な資格を持たれた職員の確保が必要不可欠であります。

先ほども述べさせていただきましたが、本町にはくまのっ子児童家庭支援センターのこのこさんという専門的な知見より相談支援ができるセンターがあります。今後、こども家庭センターの設置として、くまのっ子児童家庭支援センターのこのこさんとの連携強化は必ず要ると考えますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

松田議員よりこども家庭センターの役割、職員の確保、また関係機関との連携についてご質問をいただきました。

こども家庭センターについては、令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の母子健康包括支援センターの設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとされております。当町においても、児童福祉と母子保健の両機能を一体的に運営することにより、両部門の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など町としての相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センター設置に向けて協議を進めているところでございます。

次に、職員の確保についてであります。国からも示されておりますが、保健師等のこれまでの母子保健活動の経験を生かすことで、センターの業務を効果的、効率的に展開するため、保健師の配置、また、児童福祉機能を充実させるため、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉職を配置することとされております。こうした専門職の配置、連携を進めることで、ふだんの相談対応のほか、関係機関との連携等も円滑に行うことが可能になると考えております。議員ご指摘のとおり、専門職の配置、連携については、経験豊富な職員及び専門職の確保は必須条件であると考えております。

次に、関係機関との連携であります。本年5月に設置されたくまのっ子児童家庭支援センターのこのこにつきましても、去る5月22日に中央保健センターに来庁していただき、相談員の方から、このこの業務や経験豊富な専門職がチームとなって対応に取り組んでいくといった説明を受けたところでございます。また、毎月4か月児健診に「このこの紹介ブース」を設けて、子育てされているお母さんに直接啓発できる機会を提供し、協力、連携に努めているところでございます。

こども家庭センターの円滑な運営については、実際に地域で母子保健や子育て支援に携わっている関係機関、関係者との連携が欠かせないものであり、切れ目のない支援の実現に向けて、より一層の連携強化が求められていると認識しているところでございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

官民連携のよき事例となるような、のこのこさんとは協力関係を保ちながら、子供やそのご家庭が抱える諸課題について、これからもしっかりと取組を進めていただきたいと提言いたします。

自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった学びの場での学びが学習成果として評価されないため、調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。不登校の生徒の高校進学を支援するため、多様な学びの場での学習の成果について、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務とし、自宅での学びの成果が成績に反映されるようにすると、文部科学省が発表したCOCOLOプランにも示されております。不登校の生徒の高校進学を支援するため、多様な学びの場での学習の成果を確実に学校での成績に反映させることが重要であると思っておりますが、本町内の中学校における現在の状況と今後の取組について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

生徒のために多様な学びの場を設け、学習の成果を学校に反映させていくことは大切なことです。ふれあいルームにつきましては、不登校生徒の温かい居場所づくりとなるように学習支援を行っており、通室すれば登校日とカウントされるようになっております。ふれあいルームでの生徒の様子は、ふれあいルーム定例会議、拡大会議で各校と共有をしております。学校に行きづらい生徒につきましては、自宅にいながら教室とオンライン双方向型授業で学習を行い、その日を出席としているケースもあります。また、訪問支援員が生徒宅を訪問し、学習支援を行った場合も出席扱いにしております。生徒の頑張りが今後のプラスになるように、これからも支援していければと考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ふだんの学校生活では、勉強だけではなく、自尊心や自己肯定感を高め、自分も他人も大切に意識の向上もありますが、その反面、「自己肯定感、ありのままの自分を肯定する感覚の低い児童生徒がなかなかなくなる」や、「お互いの思いやりに欠ける言動が多い」といったことが、いじめや不登校など悲しい出来事の要因にもなっていることもあろうかと思っております。本町内では、自殺というような大きな問題は発生しておりませんが、あらゆる可能性を想定しての対策は欠かせないことであります。本町内での小中学校での命の大切さを教える授業についてどのような取組をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

「命の大切さ」につきましては、道徳や特別活動、社会科、保健体育科等、教科横断的な学習を行っております。自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、

安心・安全な風土の醸成等、発達支援的生徒指導を充実させ、自分も友達も大切に思える気持ちを育てていきたいと考えております。これからも生きる力の育成に向けて、多角的に指導していきたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

不登校支援については、対象児童生徒の抱える課題として複雑なケースもあり、関係機関等との連携を密にしながら、継続的な支援として、粘り強く取り組む必要があります。また、学びの場に復帰することができた児童生徒がいる反面、新たな不登校児童生徒の課題もあり、完全に不登校児童生徒がいなくなることは望めない現実もあると思います。それだけ支援が難しいということです。今、町内の小中学校が不登校支援として取り組まれている多様な学びの場の提供や、児童生徒さんの、個々のニーズに沿った支援をされていることを一町民として大変ありがたく感謝申し上げます。教育委員会としても、誰ひとり取り残されない学びの保障として、国や県の施策なども取り入れながら、これからも、教育行政にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。と提言いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、「不登校児童生徒等の支援」についての質問は終わります。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時02分 再開 11時09分)

○議 長

再開します。

それでは、通告順2番、5番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は分割方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は1つとして、講演会などのオンライン配信について、2つとして、町立図書館について、3つとして、小学校のトイレについて、4つとして、会計年度任用職員の待遇についてであります。

初めに、講演会などのオンライン配信についての質問を許可します。

5番 廣畑君（登壇）

○5 番

それでは、質問をさせていただきます。過日、10月22日、しら・はぐフェスティバルが、コロナ禍で中止の後、4年ぶりに行われました。

そのフェスティバルでの講演として防災講演会が開かれ、東日本大震災での宮城県多賀城市の取組の映像を生ギター演奏と歌声で演じていただきました。その後、日赤県支部の方による「地震・津波に対する災害への備え」と題して講演をいただきました。最後まで聞かせていただきましたが、東日本大震災後12年が経過し、気の緩んだこの頃ですが、大変参考になりました。絶えず繰り返して学習することが必要だなどこのように思いました。

このような講演会など他の部署でも公開して集会をすることがありますが、デジタルに取

り組んでいる町として、より多くの人々に鑑賞、聴講してもらうためにオンライン配信を取り入れてはいかがでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より講演会などのオンライン配信についてご質問をいただきました。

講演会等のオンライン配信につきましては、議員おっしゃるとおり、より多くの人々に鑑賞、聴講していただく機会の確保という点におきまして、大変大切なことであると考えてございます。しかしながら、配信に当たりましては、講演会等の講師及び講師派遣会社等より制限が伴う場合などの課題もございます。現在、動画配信サービスを利用し、町のイベント動画やワーケーションPR動画などを配信する取組も始めておりまして、講演会等につきましても、各課におきまして、動画配信サービスを活用したオンラインによる配信及び録画による配信について検討してまいります。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

ぜひ配信についてお願いしたいと思います。全て配信するとなると難しい問題があるということも知っておりますけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。このことについては、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

○議 長

講演会などのオンライン配信についての質問を終わります。

続いて、町立図書館についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、町立図書館のことについてお尋ねします。

昨年6月議会で、図書館の建設についてお尋ねしました。引き続き経過をたどってお尋ねしたいと思います。

児童図書館として建設されて約48年が経過しました。その間、町議会では、平成19年12月定例会で、町立図書館の早期建築を求める請願書が採択され、平成20年度に図書館協議会で白浜町立図書館基本構想（案）を策定され、白浜町教育委員会では、平成21年5月、白浜町図書館検討委員会設置要綱を定め、検討委員の委嘱がなされて、平成23年10月、白浜町図書館検討委員会が、白浜町立図書館基本計画を答申しました。この答申を受けて、教育委員会では、白浜町立図書館整備基本構想（案）を協議し、平成25年3月、町議会全員協議会へ説明、そして4月には、町民への意見募集を経て、平成26年2月、教育委員会で白浜町立図書館整備基本構想を議決、同年6月に町議会全員協議会で説明いただきました。このような経過をたどって今日に至ります。

昨年6月議会で、図書館の建設についてお尋ねしました。今議会初日に所信表明もあり、引き続いての全員協議会でも説明がありましたが、昨年6月議会で町長から、「図書館は多くの町民に親しまれ、利用しやすい文化の発信、交流の場となるよう、場所や機能も含めて総合的に考えなければならない公約の1つなので、任期中に建設の一定の方向性を提示する」との答弁をいただきました。町長の任期はあと4か月ぐらいです。詳しい方向性を提示していただけないですか。

以上、お尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

図書館建設の方向性についてご質問をいただきました。

方向性につきましては、今議会初日の冒頭挨拶及び全員協議会において申し上げたとおり、児童館建て替え時に、図書館機能を加えた複合施設として建設する結論に至りまして、現在も関係団体や地元区との協議も行っております。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

町長の答弁にもありましたが、教育委員会としましても、図書館を含む社会教育施設の現状や課題等について、また、耐震化や建て替えの必要性などを含め協議を重ねてまいりました。このたびの児童館建て替えに伴い、町民の生涯学習活動の充実、また社会教育施設の充実を考えたとき、図書館機能を含めた施設の複合化が望ましいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

任期をあと数か月残す町長の、並々ならぬ決意であるように思われます。「任期中には取り組みたい」、そのような答弁であります。実現に向けて取り組んでいただきたい、このことを申し上げてこの質問については終わります。

○議 長

それでは、町立図書館についての質問を終わります。

引き続き、小学校のトイレについての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

小学校のトイレについて、改善についてということで質問をいたします。

南白浜小学校のトイレは使い勝手が悪い。低学年の女子が放課後自宅に飛び込んで帰ってくる。「学校のトイレは臭いし、洋式便座は座りにくい。行きたくない」、このようなありようです。「毎日がそういうことではありません。水筒を持参していますが、水分を摂取する

のを控え、トイレを利用する回数を減らしています」、保護者からの相談であります。

そこで、学校のトイレを計測しました。個室が縦90センチメートル、横95センチメートル、和式トイレはその真ん中に便器が設置されています。難なく利用できます。しかし、洋式トイレのほうは、便座を後ろいっぱい寄せて設置しても、前は仕切り板から便座までの距離が17センチメートルであります。これでは、便座の前に立ってもズボンも下ろせません。安心してトイレに入れたい。富田小学校にも行きました。縦87センチメートル、横幅113センチメートル、便座と仕切り板の間は、42センチメートルでした。学年が同じでも体形が違う子供たち、また、成長の度合いも違う、発達もそれぞれ違います。この南白浜小学校の便座から壁まで17センチの隙間しかない。どのように思われますか。

思うに、トイレは自分をさらけ出す、裸になる場所です。そのような場所の使い勝手がよくなければなりません。和式の便器もありますが、今まで洋式便座しか使ったことのない子供もいますから、和式トイレを使用する人は限られています。このことについて、どのように思いますか。善処できませんか。答弁を求めます。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

学校施設は、教育を行う場としてだけでなく、子供たちの命を守る役割も担っています。安心・安全な教育環境を実現するには、老朽化対策や衛生面の向上など、学校施設の整備を効率的に進めることが必要です。

白浜町では、令和元年度から3年度にかけて、小中学校のトイレの洋式化事業を実施し、現在は洋式トイレのない学校はなく、校舎のトイレでの洋式便器の普及率は、小学校で49.8%、中学校で50%となっています。改修工事は、従来の和式便器のスペースを洋式便器に置き換える形で実施したことから、個室のスペースには学校ごとに若干のばらつきが生じている状態です。学校のトイレの間取りや衛生面の不備から、子供たちがトイレに行かずに我慢することがないように、南白浜小学校だけではなく、各学校のトイレの状況をもう一度再点検し、学校とも協議の上、引き続き学校の環境改善に努めてまいります。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

学校によっては和式便器の数が多いところもあります。そのようなところは、洋式便器に改善をしたり、間仕切り板を変えたりして洋式スペースを広くするなど、計画的に取り組んでいただきたいなと思います。もちろん関係者との相談もありますけれども、やっぱり学校によっては、洋式便器が2つある女子トイレ、そして1つしかない女子トイレもあるので、そういった点、細々とあると思いますけれども、間仕切りを取り替えるのが一番洋式便器のスペースを広げるのにはやりやすいのかなと思うんですが、そのことについて、もう少し立ち入って答弁願います。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今、議員さんからもご提言いただきました。各学校はトイレの数やスペースの広さは違いますので、やはり各学校でもう1回再点検を行いまして、それぞれ環境面であるとか、洋式便器のスペースが足りないであるとか広さも違いますので、点検をして取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

ぜひ取り組んでいただきたい。ほんまにトイレというのは自分がそこで裸になるというか、そういうことになりますので、そういった点、子供たちの人権ということにも関わってきますので、何とか早いうちに取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議 長

それでは、小学校のトイレについての質問を終わります。

引き続き、会計年度任用職員の待遇についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、会計年度任用職員の待遇改善ということで、質問をいたします。

会計年度任用職員は、正規職員と同様な専門的・本格的業務を担い、自治体業務を支えているにもかかわらず、雇い止めなど不安定雇用や低過ぎる賃金と一時金、休暇制度の待遇の悪さなど常に不安にさらされています。町職員全体の半数ぐらいになっています。

今、暮らしはどうか。食料品をはじめとする生活関連物品は高くなり、暮らしにくくなっています。会計年度任用職員のある方の年収は200万円にもなりません。時間給は936円、最低賃金の929円より7円高いです。町は適切な対応をしたのか。

今年の国家公務員の人事院勧告では、10月20日総務副大臣の通知があります。「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（令和5年5月2日付総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長の通知）、これを踏まえ、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とされていることに留意されたいとのことでもあります。

過日、11月9日の参議院の質疑で、こうした総務省発出の文書通知を総務大臣や人事院の政府参考人にただし、確認をしています。「会計年度任用職員の給与改定に係る所要額を含め、年度途中に生じる財政需要につきましては、あらかじめ地方財政計画に計上しております追加財政需要額により対応することを基本としております。年度途中に生じる財政需要の見込みが、この追加財政需要額を上回る場合には、補正予算による地方交付税の増額も含めて適切に対応してまいりたい」、政府参考人がこのように答弁をしております。

地方交付税で措置できる、国が措置できるということでもあります。このような答弁でした。今後町として、安心して働けるよう、会計年度任用職員の待遇改善を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員より会計年度任用職員の処遇改善についてご質問いただきました。

当町の会計年度任用職員の給与につきましては、和歌山県最低賃金額を下回る場合は号給を引き上げる規定を設けており、対応しております。また、国の非常勤職員の給与の取扱いが改正され、常勤職員の給与改定がされた場合、改定の内容、自治体の実情等を踏まえ、会計年度任用職員の給与についても、適切な対応が求められることになりました。

当町では令和6年度より、会計年度任用職員の勤勉手当を支給し、正職員と同様の給料月額及び期末勤勉手当を支給するよう、規定の整備を行います。当町における会計年度任用職員の任用につきましては、会計年度任用職員として勤務を希望される人を登録制度により随時公募しております。再度の任用の上限回数は3回までとしておりますが、この上限回数を上回る会計年度任用職員につきましても、再度公募により任用することは可能となっております。当町の会計年度任用職員は、充実した行政サービスの提供を可能にするため、必要不可欠な人材であり、今後も正職員との均衡を図り、処遇の改善に努めてまいります。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

待遇の改善については、ぜひそういうことで取り組んでいただきたいというふうに思います。そして総務省の様々な通知の中で、やっぱり正規職員と同等な待遇というふうなことになっていきます。会計年度任用職員についても、正規職員と同じように令和5年度の4月に遡って遡求をせよ、したらどうかというふうに総務省は言っていますが、そのことについてぜひしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま会計年度任用職員の給与の遡及について、ご質問いただきました。

先の全員協議会でもご説明させていただきましたように、会計年度任用職員というのは単年度雇用というのが基本というふうになってございます。また、これも全員協議会のほうでもご質問いただいて答弁させていただいた件なんですけれども、以前減額がされたときもございました。そのときは当然、正職員については減額も遡及しておりましたけれども、会計年度任用職員については、減額については遡及せず、そのままの給与のほうで行かせていただいております。その辺も鑑みまして、今回増額にはなるんですけれども、町も令和6年4

月1日からその増額給与を適用していくという形で決定させていただいてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

総務省の方がこの間の答弁の中で令和5年度の4月へ遡及することについて、財源が足らなかったら交付税で追加をできると、答弁もしています。そういうことが、やっぱり国としても決意をしておるので、ぜひそうした指導を、県下でも3分の1強の自治体が遡及することになっていますので、ぜひ白浜町も遡及していただいて、もう一步踏み込んだ待遇改善をお願いしたいと、するべきと違うかなというふうなことを申し上げますが、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

遡及の件もそうですけれども、来年度以降、期末手当のほかに勤勉手当のほうも、正規職員と同じような形で支給されます。これにつきましては、来年度白浜町もそれに合わせて支給するということになってございます。ただ先ほども答弁させていただきましたけれども、会計年度任用職員については、4月1日から翌年の3月31日までの期間での採用ということになってございますので、年度途中でございます人事院勧告につきましては、一旦遡及をせず、4月1日から給与のほうが増額になるかと思うんですけれども、大体試算で全体で約6%程度、増額になります。そのあたりも鑑みまして、待遇改善というのはその条件でやっていきたいというふうに思っております。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

もう最後です。ほんまに総務省も4月に遡及するということが初めてだそうです。やはりそういうふうな通知も来ているし何とかという思いがあって、質問をしておるわけなんです。やっぱりふだんから自分の身の周りにおられる会計年度任用職員の皆さんと同じ仕事をおる。もちろん任されている仕事もありますし、やっぱりスキルが、いくら正職員といえども全然違う方もおられますし、そういう意味でこの4月に、令和5年度の4月に遡っていただけんかなというふうなこともありまして、質問をさせていただきました。これは当局の思いとまた違うわけですが、そのことを再々再度質問しまして、これで終わります。

○議 長

会計年度任用職員の待遇についての質問を終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問を終わります。

(休憩 11時41分 再開 12時59分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を願います。

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、1番 長野議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、3番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の一般質問は一問一答方式です。通告質問時間は90分です。

質問事項は、1つとして、安心して暮らせるまちづくりであります。

それでは、安心して暮らせるまちづくりの質問を許可します。

3番 溝口君（登壇）

○3 番

それでは、3番 溝口であります。通告に従いまして、12月議会の一般質問を進めてまいりたいと思います。今回は1項目の質問になります。

今、議長から紹介がございましたように、安心して暮らせるまちづくりについてであります。この安心して暮らせるまちづくり、範囲が広い、大変広いです。その中で4点ほどの例を出して、町の考えやまた町長の考えについて話を聞いていきたいと思います。

今現在、少子・高齢化社会を迎え、本当に大変厳しい状況になっております。これは白浜町だけではございません。日本全国が今、すさまじい勢いで少子・高齢化社会に入っているわけであります。この少子・高齢化と無縁のまちというのも数少ないのであります。10月に私どもの総務文教厚生常任委員会で九州の福岡市の隣町に行きました。そこは少子・高齢化が無縁で人口が増えていっている。次の国勢調査のときには町から市に変わるであろうと、そんな形で今は市政への準備をしていると本当に日本でも数少ない町であろうと、そのような話を聞いておりました実感を感じました。しかし大半は今申し上げましたように、すさまじい勢いで少子・高齢化の社会が進んでおります。

しかし、そういった中でも、それぞれの町村ではそれぞれ自分の町の、白浜町でありましたら白浜町の今後の発展を考えていかなければならない。発展が難しくとも何とか現状維持、現状維持も少し難しいのであれば、減っていく、目減りをする、町政が衰退をする、その速度を少しでも先延ばしというか、そういった施策を打っていかねばならない。これはもう白浜町だけではなくして、ほとんど日本全国の小さな町村が抱えている現状であります。

そういった中で、行政の立場として、本当に大変な状況であろうかと思えます。そんな中でもいま先ほど冒頭申し上げましたように、それぞれの町、白浜町でありましたら100人に聞きましたら100人とも白浜町の基幹産業は観光産業であると。昔から観光産業の発展をして、白浜町の発展があったと、こういうふうに申しましても、ほかの産業から、一次産業、二次産業に携わっている方からでも、これは周知の一致した事実であろうかと思えます。

この基幹産業は観光産業であり、ここ4年前の新型コロナウイルスの発生により、外国の

インバウンドのお客さんや、そしてまた国内からの旅行客が激減をした状態になりました。これも白浜町だけではなくして、特に観光産業で成り立っているような市町村のそれぞれの地域は大変な打撃を被ったわけであります。一遍に入りのお客さんが少なくなったから、それまでの様々な労働形態、業態が何とか維持できたようなそういった商売の方はまだしも、余りにもお客さんが減って従業員の方を維持できないので解雇であったりとか、はたまた、この商売はやっていけないという形で商売を畳んだりとか、そういった例も多数紹介があったところであります。多分に白浜町も、このままこういった新型コロナウイルスの状況が続けば一体どうなるのかなど。もうそれぞれの観光産業に通じた方、そしてまた行政を司る白浜町自体もそれぞれの幹部職員の皆さん方も、本当に将来の先行きを心配したところであったかなど、そのように思うわけであります。3年、4年たちまして、今現在は何とか元の状態に戻りつつあるようなそんな状況になってきております。

これは数字的にも発表がありますように、白浜町だけではなくて、インバウンドの日本に来る入り込みのお客さんもコロナ禍よりも増えたと、そのような報道機関からの発表もあったところであります。そういった形で白浜町でもいろんな方にちょこちょことお聞きしましたら、やはり今増えてきていると、本当によかったなとそのような思いであります。後から申しますけれども、一時的な解雇であるとかそういう形で働き手を少なくして、今度はお客様が増えたとしてもすぐまた元の状態に戻らないと、こういった心配もあるわけであります。

そこで、これから私が思うには、今やっとなんとかコロナ禍以前の状態に戻りつつある。これからの町の取組というか、いろいろ観光産業でありましたら、まださらに発展する施策を有効な施策を打てるかどうか、ほかの似たようなそれぞれの市町と比べたときに、一歩突き抜けていける、そんな施策をこれから打たなければならない、打つであろう、一番大事な状況になっている、そういうような状態であろうかと私は考えます。

その中で今後の白浜町の大きな発展こそ考えておりますけれども、白浜町独自で今まででしたら大半様々な施策を打ってきました。以前、少し前の首長さんもこういった議会の場で発表をしておりました。「観光産業を発展維持させていくには財源である費用が必要なんですよ」と。そうだなと、首長の話聞いてそう思いました。ほかの基幹産業が観光産業でないところもそれぞれ町の整備、投資をしていかなければなりませんけれども、県外からお客様を迎える、そういった観光が基幹産業である市町にとっては、やはり投資を減らすわけにはいかない、町の整備をしていかなければならない。そういった形で大変だなと、そのときの首長の話がありまして、そうだなと私も思ったわけであります。

そういった中で、白浜町は今では、これからといいますか私の考えでは今までは町独自で取り組んできた施策とかそんなのよりも、今の時代の流れから言いましたら、やはり広域と連携をして、白浜町は紀南地域、和歌山県の今の知事もおっしゃっているみたいですけど、紀伊半島を一つとして観光を考えていかなければならないと、そういった時代になっているのではないかなど。ですから昔ながらの自分のところだけの施策も打っていかなければなりません、広域と連携をして町の今の基幹産業の観光産業を何とか発展するような施策、そしてまた上部団体の県当局との間で連携をして観光産業、観光産業だけではありませんが、それだけの産業をうまく衰退せずにやっていける、そういった取組が必要である、そういつ

た時代になってきたのではないのかなと思います。

ですから、自分の町だけの独自のアイデアとか施策も当然必要ではありますが、それだけに頼っているのは町の発展、維持は難しい、大変厳しい時代になってきたのではないのかなと思う次第であります。ですから今私が申しましたように、どの項目も欠くことはできないと思うわけではありますが、町としてまた町長としてどのように今現在あるべきかを認識しているか、そしてまたこれから、どうした形で施策を打っていかなければならないか、町独自の施策も必要であるが、今申し上げましたように広域との連携も模索をしていくべき。そしてまた上部団体の県当局とも密接な関係を持って打合せをして話をして取り組んでいくと、そこら辺について基本的にどのような認識をしておられるか、その点についてまず聞いてまいりたいと思います。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

溝口議員よりこれからの観光施策についてご質問いただきました。

議員がおっしゃるとおり、観光は白浜町にとっての基幹産業だと考えております。まちづくりにつきましては、私の将来ビジョンであります「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現に向け取り組んできたところではありますが、コロナ禍を経て、ニーズや旅のスタイルの変化等、町を取り巻く状況も変化してきていることは認識しております。変化に対応し、世界に誇れる観光リゾート白浜を実現するには、和歌山県をはじめ、近隣市町などとの連携がますます必要になってくると考えております。その時々トレンドやニーズを的確に捉えた施策等が必要かつ重要であると認識をしております。詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

これからの町の方針等についてお答えをさせていただきます。

コロナ禍において激減した観光客がようやくコロナ禍前に近い水準まで回復してきたところでございますが、その後の国際情勢や原油高騰などの影響により、全ての業種において回復したとは言えない状況だと認識をしております。来年は紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録20周年、再来年には大阪関西万博の開催や、今後も増えると予想される訪日外国人客への対応など、議員おっしゃるような、より広域的な取組が必要であると強く認識をしております。和歌山県や近隣市町、経済3団体等との連携をさらに強化し、まだまだ知名度が低いと感じております関東圏などへの知名度アップやインバウンド事業などを念頭に置いた取組を実施していきたいと考えてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今、町長と観光課長がおっしゃったとおりかなと思います。本当にこれから一步踏み出す

施策というんですか、これが一番大事であって、大げさに言いましたら、それが今後の白浜町を左右する大きな踏み出しになるのではないのかなと、そのように思っております。

先にまいります、今申し上げましたように、今の白浜町の今後の観光産業、発展を考えたときに1つのインパクト的な一番話題性のあるというか、話題性だけではあきませんが、話題性も含めて実現できるようなそういったことがあれば、それに向かって、それがもし実現できたら、これは白浜町を含めた紀伊半島までの和歌山県として発展するのではないのかなと、そのようなことを考えたときに、私の一番インパクトのあるような取組の施策というのは、これは県知事が申し上げましたけれども、南紀白浜空港の滑走路の延長です。これはちよくちよく話として耳にしますが、もし南紀白浜空港の滑走路の延長が可能というか、実現になれば、今よりも多く外国便からの方を迎えることができるわけでありまして。今は様々な議員の先生や、県当局の後押しで、たまに近郊の国からの臨時便の相互の受入れをして、海外へ行く、海外から来てもらうとしている、お客さんを増やすと、そういった施策というか、取組を今初めているところでありますが、今申し上げましたように、この南紀白浜空港の滑走路の延長、これが本当にできるのであれば一番インパクトがあり、そして必ずや白浜町だけではなくして和歌山県全体の県益につながっていくのではないのかなと考えます。

しかし、当然、南紀白浜空港は県が管理する空港でありますから県の判断なしでは進みません。しかし新知事になられました岸本知事は「南紀白浜空港の滑走路延長が可能であれば、それに対して取組をしていきたい」と、「もし検討した結果あかんかったとしても、ぎりぎりまで滑走路延長の前提として模索をしていきたい」と、そのように発言をしております。

そういったことでありますから、この事業がそう簡単には実現は難しいのかなと私は思いますが、町としては県当局の結果が出るまで白浜町として協力できることは積極的に県当局に対して取り組み、後押しをし、そういったことが今後の白浜町の町益につながっていくことではないのかなと私は思うわけでありまして。この事業がうまくいったらであります、もしうまくいかんかったとしても、今の和歌山県知事が、できるかできないか本当のところまで見極める判断を今そういった形で模索していると。既に担当部局の職員にも検討せよと、ただの検討ではなくしてできるかできないかのところを追求しろと、そういうような形で言っているわけでありまして、町としてもそんな形で内々であろうかとは思いますが、いろんな問合せや相談があれば、県当局に対してしっかりと後押しというか、協力をすべきだろうなど。またそういったことが、もし仮にこの事業がうまくいかなかったとしても、今回の県との取組、意見交換をもとに、白浜町と県との一歩進んだ関係も構築することができるのではないのかなと、そのように考えるわけでありまして、当然町の考えも決まっているかと思っております、再度確認の意味を込めまして当局の意見を聞きたいと思っております。どうですか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま溝口議員より南紀白浜空港の滑走路延長についてのご質問をいただきました。

岸本県知事が滑走路の2, 500メートル化に取り組んでいきたいという思いがあることは承知しているところでございます。現在空港利用者数が堅調な伸び率を示していることから、滑走路が延長されれば、大型機材の乗入れが可能となり、国際線のチャーター便やレ

ギュラー便なども含めまして、さらなる利用促進が期待され、地域経済の活性化にもつながると考えてございます。一方で、滑走路延長は、事業規模が非常に大きく、用地等の課題もありますが、白浜町、広域にも大きなメリットがありますので、県とともに協議を進めて、全面的に協力していければと考えております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そうですね。これはもう本当にずっとできればいいのではなくして、できるのであれば何とかして実現ができたならそのような思いであります。白浜町でご商売をされている事業者のある方から、外国便が発着できる滑走路のある地方の空港の乗降者数の資料を頂きました。私も勉強不足で分からなかったんですが、例を出しましたら、島根県の空港、あそこも2,000メートルから2,500メートルあります。島根県の人口は和歌山県の人口よりも少ないです。その中で島根県の観光として思い浮かぶのが出雲大社であります。そのほかにもあるんだろうけれども、私ちょっと勉強不足であまり承知をしないんでありますけれども、しかしその島根空港の海外発の便が受け入れられる空港があるというだけで、利用する乗降客数というんですか、数字を見たときびっくりしました。物すごい数があります。便数もはるかにすごい。県の人口で言いましたら和歌山県の人口よりも少ないんですよ。そう言ったら失礼な話であります。島根空港を降りたお客さんは一体そこからどこに行っているのかなというぐらいのお客さんの数であります。この数字は多分間違いはないと思います。発表されている正式な数字であります。ですから、南紀白浜空港の国際便がもし実現できるのであれば、これはもう本当に願ったりかなったりのそんな事業ではないのかな。しかし、今、町長も言ったように、ハードルは大変高いと思います。そう簡単に、こうなればいけるのではないかというような形では進まないのは事実でありますけれども、何とか町としても協力できるところはもう精いっぱい県に対して、協力体制を築いていってほしいなど、そのように思います。

次ですが、1つのまた例を出していきたいと思いますが、先ほど少し申しましたけれども、少子・高齢化社会を迎えた今、宿泊業や飲食業、そういった産業に、先ほど申しましたように労働者不足をこれから迎えるのではないのかなと。これはよく全国の中でも、やはり特にきついというんですか3Kなどの職場については。私もよく出張に行かせていただいたときにびっくりしたのは、都会のコンビニ店に行ったときほぼ日本人の従業員の方がおるコンビニ店のほうが少ないのではないかなというほど、ほとんど海外の方がアルバイトというか、働いていらっしゃる。当然、日本の働き手の人がないからそういった外国からの労働力に頼っている。学生さんになるのかどうか分かりませんが、そのような現状になっております。都会が顕著でありますけれど、田舎でもぼちぼちいろんなところでは、やはり農業をやっていくのに集団で労働者を海外から迎え入れていると。それでなければ、一時的な収穫期とかそういった大変忙しいときには、とてもじゃないけれど追いついていかないと、維持できないと、そのような状態を迎えている地域もあります。

そんな中では我が白浜町でもこれからインバウンドのお客さんが増え、国内の観光の方も増え、そんな中でいざ今度は働き手の方はどうなんだろうかなと。1つ聞いた話ではありま

すが、ある宿泊施設なんかでも、この冬場ではぼちぼちと新型コロナウイルスの影響から脱して、忘年会とかの受入れがやっと可能になってきたけれども、働いてくれる女中さんというんですか仲居さんですか、そんな方が不足になってきたから、そう簡単にあれもこれも受けることができないというようなことも、少しではありますが、聞きました。そんな形で今後我が白浜町でも、今申し上げましたように労働者不足を迎えてくるのではないのかなと。これはこれで迎えてきたときに大変になります。お客さんはやっと増えてきたわ、さあ、商売も忙しくなったときに、今度は働き手がないからこれ以上商売を広げるわけにはいかないと。こういったことになりましたら何のことはない大変なことになりますが、一朝一夕にはなかなか小さな町で地方のところで労働者の不足を解消するような手だては難しいかとは思いますが。白浜町でも確実にインバウンドのお客さんの数が増えてきている、もう実態的に日本全国でも増えてきている。そういう状況になっているのでありますから、今後、必ず、少子・高齢化の社会状況の中で労働者不足も間違いなく迎えるのではないのかなと思うわけであり。そういったことも今から、やはり町としても打つ手であるとか、商工業者の方と話をし、実態というか、将来的な見通しだけでも今から町と商工業者の方との間で、把握をしておかなければいけないのではないのかなと、そう思うのであります。

当然町もそれぞれの担当部局ではそのような考えを持って、今打合せとか内々の話とか世間話程度もされているかなとは思いますが、そこら辺のところはどうですか。教えてください。

○議 長
番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ただいま近い将来直面するであろう労働力不足への対策等についてご質問をいただきました。

町内では一部宿泊施設等において従業員の確保が難しいという理由で、客室数を制限している事業所、またドライバー不足などにより夜間を中心にタクシーが利用できないといった状況が発生しているということはお聞きしており、認識をしております。少子・高齢化については、なかなか我々が容易に何かできるものではないと考えてございますが、観光のまち白浜にとって労働力不足は死活問題であると強く認識をしております。この問題は、いかなる業種においても大きな課題と考えてございます。町として取り組まなければならない重要な課題とも認識をしておりますので、今後も経済団体等と連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

それが分かったからこうなって解消すると、一朝一夕には難しいですけども、双方が、行政だけではなくしてやはり商工業者の方の間で共通認識として把握ができて、できていないかも、将来的に考えたら取り組む速度にも影響が出てくるのではないのかなと思うのでその辺りをしっかりとお互いの中で共通認識を持って、少しでも取り組める施策であるか、そこら辺を双方で、町だけが考えてというばかりでなく、当事者である商売をされていらっ

しゃる方のほうが現実的に考えとかアイデアもあるかと思うので、それはやはり行政だけでなくして商工業者のそういった方のお互いの中で共通の認識、そしてまた課題等を話し合っていて、少しずつでも案というか、そこら辺を積み重ねていくべきではないかなと思いますので、担当課としては一朝一夕に解消できるような妙案というのはなかなかありませんけれども、やはり取り組む姿勢というのが一番積み重ねにおいて大事なことだと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思うわけであります。

それで今度はまた違う観点から違う項目の中で聞いてまいります。

次に、違う観点から町の考えというか、聞いてまいりたいと思います。

今、申しましたように、やっとなんとか観光のお客様も増えてきております。そんな中で町が発展する施策がうまく機能しだして、経済活動もそこそこ安定をしてきたと。そしてまた、住民の皆さんも落ち着いて生活を送ってきていると。こういった状況下でも、住民生活に大きな影響を及ぼす行政課題等も当然発生してまいります。住民生活や観光行政がうまくいってお客様がどっと入ってきていただく、そんな中で経済活動がうまくいけばいくほど増えてくるものがある。それは1つの例を挙げましたら、特に生活ごみであるとか、商工業から発生する、そういったごみの数量であります。

例えばごみの焼却センターの整備は、まちを維持していくためには、必ず必要な施設であります。こういった施設なくして町の発展もないと、経済活動ができないわけであります。しかし、隣の上富田町さんでも昔、上大中のごみの焼却施設があつていよいよ老朽化して、新規に造ると。上大中の中は中辺路町、大の大塔村はもう既に田辺市と合併をしております。そんな中で昔の中辺路町、大塔村、上富田町の3町村でごみの焼却場施設が老朽化になって新規に造るには無理があつて、そこまでの財源的には手だてができないということから上富田町などは、民間に委託をしております。これは担当の生活環境課のほうからも聞きましたが、民間に委託する方法もありますが、今の我が町の白浜町の現状の費用負担、そういった負担から比べれば、民間に委託すれば費用負担がかなり増えると。増えてもそういった上富田町さんからすれば、施設がないわけですから町民の皆さんが、今までの上大中のごみの焼却場施設があつたときよりも何割も増えたとしても、やっぱり納得というか、してもらわなければならない現状であります。施設がないわけでありますから。そういった形で費用負担がかなり上がると。

ですから、我が白浜町も民間委託をすればいいじゃないかと。それはそれで可能であります。今まで費用負担をしていた個人負担というか、その費用負担がおそろしいほど上がると。とてもじゃないけれど、例えば今でしたら家庭用のごみ袋、大中小ですか、あります。私の記憶では大のごみ袋が10枚で三百幾らか二百幾らで売っている、それがざっと1,000円も2,000円もする、そんな状態になってくるであろうと。そのような状態が考えられるそうであります。

そんな中で、やはり大事な必要な施設というのは当然担当課も分かっておる、白浜町としても行政としても把握をしているわけでありますから、いろいろ協議をしているわけであります。つい先頃、関係地区と協議が整ったと議会に報告がありました。平間地区にあるし尿処理場の施設も同じであります。ここは、調停がうまくいきましたと、協議が整いましたという形で、我々議会にも報告がございました。そのほかにも椿地区にあります最終処分場な

どもそうであります。ここは一旦使用期限が来て、紀南環境広域施設組合で田辺市の稲成町のところに新しく最終処分場ができたのだから、まだもう少し樺地区も入りますけれども、一応期限が来たからもうここら辺でという形で事業が終結をし、しかし、その後の今現在様々な手じまいというんですか、いろいろ公害が今後起きないように、そのことについては、まだしばらく行政として関係地区の樺地区とも協議をしていかなければならないし、現実的に対応をもしていかなければならないと。それはそれでまた大変な作業であります。行政としてやはり責任が重大であるかなと思うわけであります。

そんな中で私の地区のごみの焼却センターで協議が始まっております。このごみの焼却センターの使用期限が令和8年3月31日になっております。今現在が令和5年12月であります。来年が令和6年になります。今から言いましたらあと2年と3か月で使用期限を迎えるわけであります。その使用期限を迎えるまでに協議を整えなければならぬという形で、今関係地区の保呂区と施設使用の延長協議を行っております。

そういった中で私も当地区出身の議員といたしまして、そしてまた今回から地区の役員にも選出されました。そんな中で地区の役員として、白浜町との協議の場にも出席をして、協議を今進めております。ごみの焼却センターにつきましては、すさみ町からみなべ町までの1市4町にまたがっての広域化の実現化構想ともちょうど重なってきておるわけであります。この保呂地区に対しての説明もやはり担当課として行政として複雑になってきております。今言いました関係地区からすれば、もう早くいつまでにできるのだったらこれで絶対に要らんのやろというても広域化の話も今やっと具体的にはスタートして、それが実現できるかどうか、何年度というのも見通しが立たない、そんなような状況であります。当然、広域のごみの焼却場が実現化できれば、今の保呂地区にある白浜町のごみの焼却センターは要らないのだなど。要らなくなるけれども、代わりにまだ様々な広域化の焼却場を維持していく中で、白浜町で違う施設も要る可能性もあると。それは何なのかというと、なかなかはっきり決まっていないから、担当課としても地区に対して説明が難しい状態です。要らんのかというたら要るのだけれど、どんなのが要るのかといっても、それもまだなかなかという中で延長協議を進めていかなければならないわけであります。大変難しい状況になっているのはなおおるわけであります。

私は今回初めて地区の役員にもならせていただきました。私どもの地区全体の人数は130名の小さな地区で高齢化も進んできております。私も議員をさせていただいておりますから、区の役員も兼ねてというのはちょっとと私は言っておりますが、もういよいよ受ける人がいないから私も受けさせていただいておるわけです。その場で私は言っております。こういったごみの焼却場であったりとか、平間地区にあるし尿処理場施設、そしてまた樺地区にもあります最終処分場施設、こういった施設を受け入れる際には、それぞれ先人の、当時のそれぞれの区の担当者の方、住民の方はもう本当に苦勞されてきたわけであります。その中で町に対しての思いや、そしてまた条件等とかいろいろな協議で、何とか今できて、それぞれが稼働しているわけであります。しかし、私の持論で、地区の役員の方にも申し上げました。一旦受入れをしたからには、それぞれの地区にも受入れをして運営をしていく、それぞれの地区にも責任が発生しますよと。一旦受入れをしたわけですから、受け入れた地区の責任があると。ただし、町に対して行政に対して申すべきことは十分それは申し上げ、やはり

地域振興であったりとか、それは存分にそれぞれの地区の考えを町自体にぶつけて申しあげればいいと思うが、受け入れた際には受け入れた地区のやっぱり責任もある。それはなぜかといいましたら住民生活に直結した施設であります。ですから、もういろんな様々な交渉事でもありますから、うまくいかななくてももう、つい人間ですから口に出て、どこそこに持っていけど、そうはなかなか簡単に感情的には言えてもそんな無責任なことにはできない。これは受け入れた側の地区としての責任もある。それは住民生活に直結をしているからであると。そのように私は申し上げておるんですけれども、当然、地区としては行政に対してやはり申すべきことは、もうめいっばい言ったらいいと。そのようなことも言って、今進んでいるわけではありますが、そんな中で、もし今の延長の協議がうまくいった場合、次の延長期間が令和23年3月31日になると思います。それまでに施設の広域化を実現し、稼働させなければならぬのであります。この広域化の、今やっと始まって、どこに造るかどうかもまだこれからの段階で、1市4町の1つのごみの焼却場を造るとなれば、これは経験された行政の皆さんであったら分かると思いますが、そう簡単に3年や4年や5年でできるわけがないんです。期限がまだあるかなと思っても、稼働するまでの進み具合から考えたら、もうスケジュール的には目いっぱいだそうであります。これは生活環境課の担当課長からも聞いたのでありますけれど、当然保呂地区との協議の中でも広域化についても、保呂地区と協議をしていて、うまく延長を受けていただいたとしても、次の延長までにちゃんといけるかどうかというの、もう目いっぱいのスケジュールですと。そのような状態だそうであります。

そういった中で、広域化した施設が稼働したとしても、また保呂地区にある焼却場が先ほど言いましたようになくなりましても、代わりにごみの中間保管施設など、それに類するような施設が必ず必要な見通しだそうであります。こういったことが、保呂地区との協議というか、行政として当該地区の保呂地区に説明も難しいと。そういうような状況の中でも、地区も今のところまだいろいろな話は大きな異議の声は出ておりませんが、やはり行政として慎重に慎重を期して、今現在分かっている可能性についても、地区にはストレートにお互いに情報を共有して、保呂地区としても今後の白浜町の発展、またはそれぞれの住民生活を維持していく上で、何とか協力をしていただきたいと、そのような思いを真正面から地区の住民に、地区の役員に対して話をぶつけていただきたいなど。そのように私も一議員、地元の区の役員として、感じている次第であります。

そんな中で町長にもお聞きしたいと思えます。

今後、そんな形でちょうどタイミング的に難しい中でもしていかなければならないし、絶対に延長協議を成功させなければならぬし、保呂地区だけの延長協議では終わらずに、広域化の施設も絶対に成功させなければ、今言った基幹産業である観光産業がやっとコロナ以前に戻りつつ、これから飛躍できるかどうかのところまで来ているときに、こういった行政課題の1つで、今、私が例えを上げましたごみの焼却場の広域化の実現ができる、できないにおいて、白浜町の経済活動にも多大なる影響を及ぼすであろうと、考えとるわけです。

そういった観点から、町としても、町長は特に来年首長選挙も控える中、町としても行政としても、そして今担当されている町長としても、今後保呂地区と協議を進めていかなければならぬのであるが、どのような考えを持って進めていくつもりであるのか、基本的なことをお聞きしたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

溝口議員の地元区にあります清掃センターの将来的な対応についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、現在、田辺周辺広域市町村圏組合におきまして、ごみ焼却施設の広域化の基本構想に着手をしており、廃棄物処理部会におきまして検討協議されているところであります。その中で、焼却ごみと資源ごみの取扱いについても検討され、ごみ焼却施設だけでなく、リサイクル施設等の必要性についても協議されているところです。

白浜町清掃センターは、ごみ焼却施設だけでなくリサイクルセンター、ごみ収集の管理事務所を設置し、町のごみ処理を集中して取り扱うセンターとして設置運営されております。広域施設で集約して取り扱うごみは、現在、白浜町清掃センターで取り扱っているごみ全てを扱うこととはならないと担当から聞いています。また、町直営のごみ収集拠点は、広域施設が完成しても、町のどこかに必要となります。このことから、保呂区の皆様には重ねて大変なご判断をお願いすることとなりますが、広域施設の検討と併せて、現施設使用終了後においても、ごみ収集拠点や資源化ごみの収集拠点として引き続き活用させていただきたい旨であることをご説明しております。今後、広域化施設の内容次第では、町が独自で取り扱う内容が定まっていまいりますので、将来的な目標が定まりましたらご協議賜りたいと考えてございます。

しかしながら、広域施設が建設される場所によって、町が整備する施設の規模や内容も変わってまいります。また、法改正等により焼却から資源に分別する収集内容も変わってきています。残された使用期間が迫る中、期限を残すところ1年と数か月という期間におきましては、確定した計画をお示しすることは、難しいと考えられますが、計画の進捗を適宜ご報告しながら、地元保呂地区の皆様に、説明をしながら延長使用に向けて、ご理解をいただけるよう誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

町長から今の考え、当然町の考えとして、やはりこのことの解決なしにうまくいかない。くどいようですが再三申し上げましたように、町の経済そのものも成り立っていない問題につながっていると、そのように思うわけであります。

そういった中で今、町長から説明も少しありましたようにごみの焼却センターの広域化の実現化も、白浜町にとっても非常に重要な行政課題の1つであり、1市4町と申し上げましたが、すさみ町、白浜町、上富田町、みなべ町と田辺市であります。実質的には、やはり田辺市と白浜町が中心になって進めていかなければならない事業であるかなと思うわけであり。上富田町は今申し上げましたようにもう既に民間委託をしております。みなべ町は田辺市さんにごみを委託している。隣のすさみ町さんは細々であります。人口規模から考えたらごみの量も少ない中で、何とか維持している。そんな中で中心になるのが我が白浜町と田辺市さんであろうかなと思うわけであり。私も担当課長から様々な説明を聞くまで

は、広域化といってもまだまだ先の話だと思っておりましたけれども、いざやはり我が地区にある白浜町のごみの焼却場の延長協議の中に入りつつ、さきの広域化とのいろんな絡みとか、スケジュール的なことを考えたときに、今までみたいに広域化の、まあまあ、そのうち取り組まなあかん将来の課題ですと、そんなことを言うておられるような場合と違いますと。絶対に実現しないと、それぞれ仮に、先ほど冒頭に私が言いましたように、白浜町が私のところの保呂地区と延長協議がうまくいっても広域化がうまくいかんかったとしたら、次の延長協議のときには施設が老朽化でもつかもたないか分からないという状況です。

これは白浜町だけではなくて田辺市もそうです。田辺市の場合は、白浜町よりも1年遅れで今の現在の田辺市のごみ焼却場施設が完成をしております。ですから、同じなんです。それぞれの延長協議がうまくいって広域化もうまくいかないと、広域化が場所の選定でどうこうで延びた場合は、今それぞれの田辺市、白浜町にあるごみ焼却場の延命をするにも施設そのものがもうもたないような状況なんです。それはそれでまた大変な問題が、このエリアの中で起こるわけでありますから、これはやはり、広域化のごみ焼却施設もまあまあというように話じゃなくて、これは本当の直近の、それぞれの市町にとっても重要な行政課題であろうかなと思うわけであります。

そんな中で町長も当然もう把握をしていただいているかと思いますが、やはり田辺市と白浜町が中心になって進めていかなければならない、そこら辺を重々認識していただいて、日々これから取り組んでいっていただきたいなと思うわけであります。

そんな中で、特にこの考えについてもお聞きしようかなと思いますが、先ほど町長も言っていたかもしれませんが結構かと思いますが、今そんな中で保呂地区と協議を進めていっているわけでありますが、これから詰めなければならぬ事項が、詰めなければならぬ事項というのは何か言葉上ではどうかなと思います。たくさんあるかと思いますが、基本的なことはもう皆さんそれぞれもう把握しているわけです。それをどのように表現化するかとか、町として対応するかとか、そんなことになってくるわけでありますが、ある程度確認がされている事項、されていない事項、そこら辺を今ちょうどこの際分類をして、それを例えば確認書とかいった形で明記をして、それぞれ町と地区とで共有したら、これは大体この方向性やな、これはまだもうちょっとせなあかんと、そこら辺の確認書というんですか、法的には何も拘束力もないかと思いますが、行政と保呂地区との中で確認をし合ってそれぞれが判を押し合って、今、現状の状態を確認する、そういった書面を作っておくのも私は1つではないのかなと、そう思っているわけであります。この考え方というのはつい先日区長とお会いしたときに話をしております。区長もそうしていただいてありがたいなと、そのような話がありました。正式な区の役員会ではありませんが、区長にも一応話をしております。ですから、ひとつまたそういった作業、書面で作ったらそれはそれで何やかんやというようなことも考えられますが、難しく考えるのではなしに、客観的に、今これはもうある程度確認やと、これはこれまでこうやと、担当課として行政マンとしての知恵を振り絞っていただいて、客観的に書面でこうだと、そういうふうなお互いの共通の認識というのも、書面で持つておくのもいいのではないかなと思うんでありますが、そこら辺はどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

現在までの協議内容を確認しておくほうがよいのではないかというご意見につきまして、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、担当課を窓口に、地元保呂地区とこれまで協議を深めていただいた事項につきましては、町としての取組でございますので、書面での現時点の確認につきまして、区長や役員の皆様と相談をし、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

これも何もそれがあって、このことは済んでいる、このことは済んでないとか、それならこれはこうだああと、そういうふうな変な考えではなしに、客観的に、ある程度担当課としても町長としても地区の今の役員さんのお付き合いの中で、こうしてあでああとかこうとか、そうでなしに客観的にぼちぼち認識をしておいても、1つの共通の目標というんですか、それをお互いが持つことができているのではないかなと、そのように単純に私の考えを、先日区長にお会いしたときに、このような形ですけれどもいろいろ確認して、これは今文書で町としても法的に根拠がなくても、これは絶対にほっとけんことで、もし何かのときには町の責任でせなあかんことやなど、そういう明記をしていただくということは大変ありがたいことだと、そのように区長も申しておりました。ですから、そこら辺の表現方法であるとかいうのは、大変難しいとは思いますが一度たたき台的なところを考えていただいて、ざっくばらんにうちのところの区の役員さん、区長に、こういうような形で現状はこうで思いうすけれども、こういう表現方法なんですけれどもと、それは相談をしていただいてもいいかなと、思うわけであります。

ですから、今後の協議は、先ほどからも指摘をしておりますが、広域化の内容と並行して進めていかなければならない、説明をしていかなければならない。その広域の方向性も保呂地区に理解もしてもらわなければならないわけであります。こういうことから、町長自らも、今後自分の足で説明にも行きたいと。ですから、今まで以上に、保呂地区に出向いて、町長だけが行くというわけではありませんが、担当課がお膳立てをする。いろんな打合せも要つてこようかと思いますが、やはり今まで以上に、広域化の複雑なこともあるわけですから、町としての考えを、こうであると、そこら辺を町長自ら発信をして、再三というわけでもありませんけれども、やはりここだというようなある程度のときには、町長がまた年末か年明けか、そこら辺のどのタイミングかは分かりませんが、担当課長が判断をしていただけるかなと思います。そういうような思いで町長も足を運んでいただきたいし、また行政の責任者として行くべきであろうと思うわけですが、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま溝口議員からごみ焼却場の広域化の取組や方向性について、地元区に理解をしてもらうため、保呂地区に出向き、説明の場を設けるべきとのご意見をいただきました。

私自身もその必要性は認識しておりますので、適切な時期に、広域での取組状況や進捗状

況につきまして、説明と報告を行いたいと思います。いずれにしましても、白浜町を含む、広域圏でのごみ処理が今後安定して行えるよう、積極的に努めてまいり所存であります。広域施設が稼働するまで、保呂区の皆様のご理解をいただきながら、現施設の安全な稼働に努め、町民が安心してごみ処理が行えるよう取り組んでまいります。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

基本的には、保呂地区の皆さん方、特に、区民を代表して、今役員を受けていらっしゃる皆さんにはそういった認識は、大事な施設でなければならぬ施設であると、それはもう十分把握をしております。ですから、そこら辺行政として、忌憚のないというか、当然配慮は必要であります。行政としてこういうような形をお願いをする、理解をしていただきたいと、そういうふうな形の話の構築をちゃんと順序を間違えずに説明をしていただければ、もう当然基本的なことは理解をして把握をしていただいていると思います。ですから、そこら辺の、言葉では誠意というんですか、行政としての思いを説明し進めていってほしいと思います。

もう1つの最後の観点から、町の話を知りたいと思います。

安心して暮らせるまちづくりであると、そのような中で最後に住民生活、町の経済活動にも直結した重大な施設なので町長自ら当該地区には何度も足を運んでやっていただきたいなど、そのように思うわけであります。

最初に冒頭で少子・高齢化の社会を迎えた今、大変な状況になっていると言いました。ある一定までは高齢者の方が増えていくと。前の説明、何十年後には減ってくるということですけれども、ここしばらくは高齢者の方の人数は増えていくと、その中で高齢者だけで生活をしている世帯の比率も増えてくると。そこで、ひとつ安心して暮らせるまちづくりの中で私は今回、高齢者の方が安心して生活を過ごせるように、町として生活サポートの施策も実行していかなければならない。その施策もいろいろ種類はありますが、これをやったからもういいというわけではありませんが、1つだけ今回この場で例を出してお聞きしたいと思います。

それは、安心して高齢者の方が、これは高齢者の方だけではなく、安心した生活を過ごしていく上での不安要素は一体何であるかなど。これは若い年代であっても高齢者の方であっても、体の病気、健康が一番であろうかなと思うわけであります。特に高齢者になりましたら、病気になったときに医療機関にすぐにかかれるような体制、やはりそれが一番心配ではなからうかなと思うわけです。

そんな中で特に体が少し具合悪くなったら、それぞれ高齢者が単独の世帯になって移動手段を持たない、そういった高齢者の方はより不安であろうかなと思うわけであります。そんなことから、ここ数年前から高齢者の方に対しての患者送迎サービス事業をすべきであるのではないかなど。一部この白浜地区ではもう既に先行してやられていると、それを少しでも対象地域を増やして、そういった交通手段を持たない特に高齢者の方に対しての不安を取り除く、こういった事業をすべきではないのかなど、そのように訴えてきたわけであります。ここで当然この事業は、町営の町の事業ではなくて白浜はまゆう病院の事業であります。し

かし、町が補助金を出して、少しでもうまくこの事業が取り組めるようにと、白浜はまゆう病院に対して白浜町が助成をしているわけであります。白浜はまゆう病院の理事長も町長であり、そういった観点から、同じ行政とはまた違う仕組みであります。町営の、白浜町の病院であると、そう言っても過言ではないのかなと思うわけであります。

そんな中でこの令和5年の11月1日からいよいよ患者送迎サービスの事業がスタートいたしました。あるとき私の地区にも回覧板で回ってまいりました。富田地域の患者送迎サービスのご案内という形で詳しく載っております。回覧が回ってきて、ああいよいよスタートしたなど、そう思いました。回覧が回ってきて告知のとおり11月1日から患者送迎サービス事業は始まっておりますが、始まってまだ1か月ほどであります。今の状況、始まってさあ毎日お客さんというか、患者さんの予約の申込みでこの事業は大変なぐらいてこ舞いですという形にはなっていないのかなと思いますが、どんな状況ですか、教えてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず私のほうから、溝口議員より、白浜はまゆう病院への患者送迎サービスについてのご質問をいただきましたので、まずその点につきまして、かいつまんでご説明申し上げます。

白浜はまゆう病院の送迎サービスにつきましては、以前より、白浜はまゆう病院のシャトルバスの富田地域への延長、患者送迎サービスの充実に対する要望が、町に数多く寄せられておりました。令和3年には富田区長会からも統一要望としまして、町に送迎サービスについて要望があり、また、議会からも一般質問をいただくなど、議論を深めてきたところでございます。こうしたことを踏まえ、このたび、11月1日から、患者送迎サービスが富田地域で始まったところでございます。対象地域の皆様にはぜひご利用いただきたいと思っております。現状につきましては、住民保健課長から答弁させます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

患者送迎サービスについてのご質問でございます。

まず、町への問合せの有無でございますけれども、数件の問合せがあった程度で、問合せが殺到するということはありませんでした。

次に運行状況なんですけれども、少し地域別に説明いたします。今のところ11月中の1か月間の実績だけを持っております。南白浜地域、北富田地域、富田地域、椿地域の4地域を合わせまして、迎えの方が9名、そして送りの方が6名と、送り迎え合わせて15名の方の利用がございました。

以上でございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

利用人数の報告を課長のほうからしていただきました。こういった事業で、押すな押すなと、もう手配するのが大変でてこ舞いだと、まだひよっとしたら車1台を買い足さない

と具合が悪いと。民生課のほうでは、健康を維持するためのびんしゃん体操であるとかそういった取組もやっている中で、この事業で患者さんが増え、どんどん医者に行くのが増え、もうてんでこ舞いというのも、商売繁盛というのは語弊があるが、これはちょっと例えがおかしい表現ですけれども、そうなっては困る事業です。しかし、この事業があるのとないのとで、やはりそういった交通の足を持たない*高齢者の方にとっては、特に高齢者だけで暮らしている世帯の皆さんにとっては、本当に安心ができる、そういった施策であると、そのように思うわけでありませう。

そんな中で回覧板が回ってきましたので、せんだって住民保健課長のほうから、私は回覧板を1枚ちょっといただいたわけでありませうが、回覧板でありますから、その中でちゃんと控えている方もいらっしゃるかとは思いうんだけれども、やはりぱっと見て、こんな制度が始まったのかという形で、隣に回していかなあかん。その中で、住民保健課として、富田区長会さんなり担当地区の当該地域の方に、もう1回ちょっと時間を置いて、もう一度、再度回してあげるほうがいいのかなと。それか何か違う書面というのを高齢者の方に配布をしてあげるほうがよりええの違うのかなと。高齢者の方ですから、「こんな事業が始まったのやな。しかし、どこへ申し込んだらいいかな」というような方とか、しっかりしている方は、筆記していらっしゃるとは思いうんだけれども、そこら辺少し行政として配慮してあげて区長会さんなりに聞く前に、こっちからやるのではなしに、区長会さんと相談してでも結構ですけれども、そういった聞き合わせも町としてするほうがいいのではないのかなと思いうんだけれども、基本的には考えはどうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

今、議員さんのほうから、患者送迎サービスの啓発についてのご質問であると思ひます。

患者送迎サービスの事業内容につきましては、白浜はまゆう病院、明光タクシー、そして町ということで3者により随時協議を行っているところでございます。その内容として、実際の運行状況の確認、利用者の方の要望、それに伴う今後の対応、そして啓発の方法等についてでございます。11月1日以降に実施した啓発としましては、病院窓口での大判の啓発ポスターの掲示、白浜はまゆう病院の院外紙「はまゆう」等により、啓発に努めているところでございます。ご指摘のありました、再度回覧を行うことにつきましては、もう3者の中でも既に話が出ております。今後どのように対応していくか、運行状況等を確認しながら、検討していくようにしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そのように関係者の方と課長また協議をして、確認をして、取れる手だてはしてあげたらなと思ひます。

それで今回、一般質問の最後にも私は言ひましたけれども、この事業が開始するとして、白浜はまゆう病院で例えば西富田クリニックに同じ先生が毎日ではありませうが週1回か2

回来られていると。ですから今回の対象地区は富田地域であります。北富田、東富田、中、栄、椿と、こういった地区の人から見たら、白浜はまゆう病院へ行くよりも西富田クリニックに来られる先生のところにかかるほうがより近いし、送迎のほうも、西富田クリニックに行くほうが時間の短縮ができるというようなこともあろうかと思うんです。今やっとこの事業が開始をした中でありますから、それもまたすぐというわけにはいきません。そういうことも念頭に置いて、また白浜はまゆう病院さんとか運用を委託をしている明光タクシーさんですか、現状を聞いて、今ぐらいの状態の人数でいけるのだったら、こういうふうなことも可能かどうかとか、そこら辺また幅広く考えていただいて、対応していったらどうかなど。一部の中にはそういうような形で白浜はまゆう病院さんに行くよりも、西富田クリニックに行くほうが近いし、よりいいのだけどなという方もいらっしゃると思うのですが、やっと本来のこの事業が開始したわけでありましてすぐには言いませんけれども、そういったことも念頭に置いてやっていただきたいなど。今後に備えていただきたいなど、そのように思います。

そして、この今回の事業に対しては町からはどれぐらいの補助金が出とりますかとせんだって聞きました。250万円ぐらいであるという形で聞いておるわけでありまして。その中で町長、特に次のような高齢者の方の話を聞いていただきたいと思うのでありますが、この患者送迎サービス事業が開始してからすぐに、地区名は申し上げませんが、この対象地区のある高齢者の女性の方から私の携帯に電話がありました。その内容は、「本当にいい制度をつくっていただいてありがとうございます」と、そのような内容でありました。そして、「これでこれから安心して過ごしていけます」と、静かな口調で、女性の高齢者の方はおっしゃっておりました。そして、「すぐにこの患者送迎サービス事業を利用させてもらいました」とおっしゃってました。予約をして、それでちょっとしたら、「違う方のところも一緒に回っていくから、時間がこうだとか、ずれて遅くなりますけれども」と、そういう説明もあったそうですけれども、「それはそれで家まで迎えに来ていただいて、送っていただいて、また家まで送ってくれる。こんなありがたい制度、安心して病気になれるとは言いきいにくいですが本当に安心して、これから生活をやっていけます」と、しみじみと電話ではありましたが、おっしゃってくれました。本当によかったなど、そのように思った次第であります。

ですから、こういった施策こそ、費用対効果と言いましたが、どうかなというような数字に強い方からの意見もあろうかとは思いますが、町が250万円の補助をして、白浜はまゆう病院も幾らかお金を出しているわけでありまして、しかし町の補助の250万円で北富田、富田、中、栄、椿と、これだけのエリアの高齢者の方の送迎サービスができると、それによって今後高齢者の方が増えてきても、高齢化社会を迎えるにおいて、高齢者の方がどれだけ安心していいのかと、これは毎日10人、20人と利用者が多くても、ではなしに、やはり困っている方が利用できると、そういった方の安心感というのは、すごいというか、本当にありがたいなど、そのような感じを電話をかけてきた方は受け取られておりました。本当に補助金でいったら250万円でこれだけのエリアをカバーできる施策でありますから、これは本当にいい事業で、町として私はこれの判断を最終にした、町長の英断というか、考えについて、本当に評価をいたしたいなと思います。こういう補助金というのは、本当に生きた補

助金でないのかなと。この事業によって本当に住民の方が安心をして暮らせると。安心を与えられる事業であると。費用対効果は別、これが3,000万円要るんですよ、4,000万円要るんですよなら、ちょっとというような面もあろうかと思いますが、行政から250万円の補助でこれだけのエリアの高齢者の交通手段を持たない方の生活をサポートできると。これは大変いい事業ではないのかなと、そのように思います。

そのようなことで今後、まださらに対象外の地域もありますが、今やっとな運用が始まったばかりでありますから、これから今の状態の利用の状況だったら、もう少しエリアを広げてええのと違うかというのは、また今後、担当課長、白浜はまゆう病院さんとも協議をして、広げられるのであれば、広げていくと。すぐにとは、今始まったばかりでありますから、しかし頭の隅には必ず置いていただいて、月の利用状況というのはやはり住民保健課長としてもそこら辺の数字は課内でやっぱり把握をしておいていただきたいと、そのように思います。

そして、それでこのように1つずつの例であります、今回の質問であります、安心して暮らせるまちづくりについて、少なかったですが3点の例を挙げて、町当局や町長の考えを聞いてまいりました。たったこの3点の例だけありますけれども、実現をしていこうと思えば大変であります。基幹産業である観光産業、行政課題のあるごみの焼却場センターやし尿処理場センター、最終処分場の施設、そういった施設の維持についての行政課題、そしてまた、高齢を迎えた方が安心して暮らせる1つの施策として、健常者、若い年代においてもやはり健康が大事。特に高齢者の方については、病気になったときに医療機関にすぐかけられるかどうか、そういったサポートをしてもらえる施策が町としてあるかどうか、ここら辺3点だけでも維持してやってくことは大変なことあります。

こういった大変な中で、町長は来年4月に町長選挙があります。そのことについては、せんだって記者会見をして新聞発表でもありましたが、表明も既にされておりますが、今回、私なりに議会のこの場で、町長、少ない例ではありますが、こういった行政、観光産業の基幹産業が発展するにはどうしていかなければならないか、基本的な考え、行政課題をクリアしていくにはどうすべきやろうか、町の首長として、町長として、先頭に立って、やはり住民に関係地区に話をしに行かなければならない、そういった姿勢を持つのも大変必要であらうかなと。そしてまた、これから少子・高齢化を迎えている中、高齢者の方の特に安心して暮らせるような施策を維持、拡大していくにはどうしていけばいいか、このようなことについて、この後、町長の記者会見でもおっしゃっていたとは思いますが、今私が今回のこの一般質問の場で聞いた、そういった中での町長としての考えを聞きたいと、そのように思うわけあります。

くどいようですが、町の発展なくして住民が安心して暮らせることはできない。しかし、町の発展、町独自の施策というのも、町独自だけではなかなかいけない時代。やはり広域そしてまた県と連携をしていかなければならない。行政課題についてもそうあります。こういった中で、本当に今は町長として、職員の先頭に立って、また職員とよりコミュニケーションを図って、それぞれの課題等に向き合って、そしてまた行動を起こしていかなければならないと思うのであります。再度、町長の覚悟、考え、多分今度の選挙がうまくいったとしても、これが最後の町長としての政治家の集大成のそういった時期になるのではないのかなと、勝手に私は考えるわけあります、そこら辺の町長の覚悟を聞きたいと思います。

行政としての課題は、どなたが首長になっても解決していかなければ町の発展はない。しかし、ここ3期12年の経験を積んできたわけであります。ほかの方はこれから1からです。いや、今までの政治経験、いろんな知識があつて俺はやっていると、そういうような形では、なかなか対応できないのが事実ではなかろうかなと思います。やはり一番のイニシアティブというか、一番の対応をしなければならないというのが分かっているのは、これはやはり現職であろうと。それだけの責任があるのではないのかなと思うわけであります。その責任のある中、いま一度来年の4月に立候補して、様々な諸課題、町の発展に対し、当たってやっていきたいと、その思いを寄せられたわけであります。ですから、この議場の場でももう一度、最後に町の首長として、町長の覚悟を聞いておきたいと思います。

○議 長

町長、ちょっと待ってください。

3番 溝口議員に申し上げます。先ほど発言の中で、交通の足を持たないという発言は不適切と思われまますので、訂正をお願いします。

3番 溝口君

○3 番

発言訂正をします。「交通の足を持たない」を「交通の手段を持たない」に訂正します。大変申し訳ありません。議長、指摘ありがとうございます。よろしく訂正をお願いしたいと思います。

すみません、町長の考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま溝口議員より、安心して暮らせるまちづくりについて、あわせて、来年4月に行われる町長選挙に4期目への挑戦を表明していることについての私の覚悟についてご質問をいただきました。

この11年間を振り返ってみますと、結果が出たもの、出なかったもの、様々ですが、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜り、一定の成果があった取組も数多くあると考えています。

今回、議員よりご質問いただきました、観光産業の発展、衛生施設等の行政課題、少子・高齢化社会における様々な対策等に全力で取り組むことはもちろんのこと、これからのまちづくりが、将来の白浜町の発展に大きな影響を及ぼすと考えています。

白浜町長期総合計画のまちの将来像である、「輝きとやすらぎと交流のまち白浜、住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり」の実現のため、町民が力を合わせて、希望の持てるまちづくりに引き続き取り組んでいかなければならないと考えています。

コロナ禍で疲弊した観光業の再生につきましては、町民や観光客にとって、「住んでよし、訪れてよし」の白浜町、「オンリーワンの観光地」を目指す施策に取り組んでまいります。インバウンドのさらなる誘客、南紀白浜空港の機能強化、滑走路の延長、国内外からのチャーター便の誘致に向け、国や県、経済団体とも知恵を出し合い、取り組むとともに、JR紀勢本線のさらなる利用促進にも取り組んでまいります。

また、ワーケーションやビーチスポーツのさらなる推進、過疎化の進む樺地域や日置川地域におきましては、観光客などの交流人口と関係人口を増やす取組を行うとともに、日置川地域の民泊教育旅行を広域連携で推進してまいります。デジタル、DXを活用した具体的な施策にも取り組んでまいります。デジタル田園都市国家構想実現会議の推進員の1人として、国の補助金を活用するなど独自の施策を推進します。企業誘致と雇用の創出につきましては、和歌山県とIT関連企業や、宿泊施設等のさらなる誘致に取り組んでまいります。

また、災害に強い安心・安全なまちづくりにも取り組まなければなりません。また、災害に強い安心・安全なまちづくりにつきましては、ハード・ソフト両面に引き続き、防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

第1次産業の振興につきましては、後継者不足や、高齢化など課題が山積しています。農林水産業の漁業振興につきましては、さらに6次産業化を進めます。また、林業につきましては、森林環境譲与税を活用し、林道整備等を積極的に行います。農業従事者の所得向上にも取り組んでまいります。これからも、第1次産業の活性化に向け、効果的な施策を講じてまいります。

教育行政につきましては、本定例会冒頭に申し上げましたが、生涯学習活動の充実を図るため、町立児童館の建て替え時に、図書館機能を加え、複合施設として建設するとの結論に至った次第でございます。今後、地元区等と協議を行ってまいります。

いずれにしましても、町長選挙を控えていることから、今後の様々な施策展開につきましては、現時点で具体的にお示しできるものではありませんが、来年の町長選挙で信任をいただきましたら、早急に事業推進に取り組む所存でございます。

今後、町のトップとして先頭に立ち、様々な課題に立ち向かい、職員とのコミュニケーションを図り、これら施策の遂行に一丸となって取り組む覚悟でございますので、議員各位のご指導ご鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでは最後に、どなたが首長になられましても、任期の期間、やはり批判は批判で、これはもうどなたがなられてもあろうかと思えます。しかし、批判は批判、やはり謙虚に受け止めるだけの心の開きを持って、意識を持って、そういった意見についても自分の中に取り込み、消化をし、そしてまた強い意志を持って、行政に向かって、町の発展、地域の発展、大変複雑な社会の構図になっている今の状況を考えて強い意志を持って当たっていただきたいと、進んでいただきたいと、強い思いを持って、町民の皆さんに発信すべきは先頭になって発信をし、行動すべきは行動し、職員とは、担当の職員は行政マンの専門家であります。そういった行政知識と、職員とのコミュニケーションを十分図って、町長自らそこを消化して、もう一度申し上げますが、強い意志を持って発信と行動していただきたいと、そのように思います。

以上で今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

安心して暮らせるまちづくりの質問は終わります。

以上で、溝口君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 22 分 再開 14 時 29 分)

○議 長

再開します。

通告順4番、1番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の一般質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、白浜最終処分場について、2つとして、白浜町の施設貸出しについてであります。

初めに、白浜最終処分場についての質問を許可します。

1番 長野君（登壇）

○1 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問を行います。

まず初めに、質問事項1、白浜町最終処分場についてお伺いいたします。

白浜町最終処分場の廃止に向けた現状と、跡地の上部利用の検討状況と、当面の取組並びに課題について、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

長野議員より、白浜町最終処分場の現状と跡地利用に関してご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

白浜町最終処分場は、地元椿区との協定により、本年3月の期限をもって使用を終了し、現在は、施設の廃止に向けて取組を進めているところであります。25年間という長きにわたる椿地域の皆様の深いご理解に、改めまして感謝とお礼を申し上げる次第です。

一般社団法人椿共済組との土地貸借の記述が、令和8年3月31日であり、それまでに処分場内を最終覆土し、水処理施設は撤去し更地に回復して返還すると定めていますが、施設が廃止に至るまでには様々な手続があり、年月がかかると想定しているところから、再度期間の延長をお願いする必要があります。

最終処分場の跡地利用につきましても、双方で協議すると定めており、椿地域に貢献できるような利活用ができないか種々検討を行ってまいりました。廃止に至らない状況においては、廃止計画に影響する利用はできませんので、上部の有効利用を主に、検討を進めてきました。

今般、東京大学生産技術研究所附属災害トレーニングセンター、及びその活動を支援する一般社団法人トレーニングセンター支援会との協議により、最終処分場上部を災害時の廃棄物の一時保管場所と指定させていただいて、交流人口の増加と、災害時に孤立する椿地域への支援を目的に、災害時に活動されるボランティアの方々の重機の実践訓練場として開放することについて、検討を進めているところであります。来年の2月15日、16日の2日間、椿地域の課題を洗い出し、今後の対応等の検討を進めるため、試験的に椿地域全体をフィー

ルドとした実践訓練を実施する運びとなりました。

この取組が実りある取組として展開していくためには、椿地域の皆様の協力が必要であり、各組織、団体の皆様の協力も不可欠となってまいりますので、去る12月3日に地元椿地域の皆様を対象に、区民説明会を開催し、ご協力をお願いしたところであります。ご参加いただいた皆様からは好意的なご意見をいただいたところであります。詳細につきましては、担当課長から、答弁させます。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

私から、白浜町最終処分場の検査結果等を踏まえまして、現状につきまして答弁させていただきます。

現在、最終処分場は、令和4年末から令和5年4月にかけて、富田川の河床整備による土砂と、朝来帰川をはじめとします町内河川の整備による土砂、こちらを材料として利用しまして、1メートルの深さの厚さで覆土を行ってございます。焼却灰等の投棄を3月末まで行いましたので、一部覆土を終えていない箇所がありますが、現状を見極めながら、引き続き、朝来帰川をはじめとします町内河川の整備による土砂を覆土材として利用できないか、現在検討をしているところでございます。

最終処分場の廃止基準で示されてございます水質につきましては、地元との協定書で定めています箇所では、自然による変位が認められたため、公害防止対策協議会において了承を得まして、調査箇所を適正な位置に変更しましたことから、現在は水素イオン濃度も基準値の範囲内で推移し、異常は確認されてございません。また、処理水及び地下水につきましても、基準値の範囲にあり、安定した状況が続いてございます。

投入終了後から開始しましたガス、温度の調査は、本年9月に詳細な調査を行いました。ガスの発生は確認されず、温度についても異常はございませんでした。今後は、簡易検査を年に3回行い、異常が確認された場合には、詳細な検査を実施する予定としてございます。

この状態が今後2年間継続され、その後も影響がないと判断できましたら、廃止に向けた次の段階を検討することとなりますので、現在はその状況を継続監視しているところでございます。

併せて夜間照明と不法投棄防止の啓発看板、そして防犯カメラ等によりまして、不法投棄につきましても常時監視を行っているところでございます。

このことにつきましても、先般の区民説明会におきましてご報告させていただきましたが、参加していただいた皆様から、特にご指摘や異論等もなく、一定のご理解をいただいているものと思っております。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

白浜町最終処分場が椿地区に当たり前のように設置していたのではなく、様々な経過や歴史、地域の人たちの思いの上に成り立っていることを再認識していただきたいと思っております。

今まで以上に、安全性はもちろんのこと、椿区民の皆さんが安全で安心して生活ができるよう、取組を進めていただきたいと思います。

これで白浜町最終処分場についての質問を終わります。

○議 長

以上で、白浜町最終処分場についての質問を終わります。

次に、白浜町の施設貸出しについての質問を許可します。

1 番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項2、白浜町の公の施設で、会議室等で最近まで長期貸出しを行っていた施設はあるのか伺う。所管する施設等は数多くあると思うので、答弁は、一例を挙げていただければ結構でございます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま長野議員より町有施設の中で、会議室等の長期の貸出しについてご質問をいただきました。

町長部局が所管している施設には長期貸出しを行っている施設は、ITビジネスオフィスなど複数ございますが、最近まで貸し出していたということになりますと、そのような施設はございません。

以上です。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

教育委員会所管の施設としましては、白浜町青少年研修センターの1階中会議室を本年5月から11月までの間、和歌山県から子どもと家庭に関する相談業務の委託を受けているNPO法人に貸出しをしていました。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

ただいま、教育委員会から、青少年研修センターの会議室で長期貸出し許可をしていたとの答弁でありましたが、長期貸出しをしていた場合、長期間の貸出しに至った経緯と根拠について、お伺いをいたします。また、白浜町教育委員会に、いつ頃この話があったのか、お伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

NPO法人の代表より相談があり、利用の少ない会議室を有効活用いただくことで、教育環境の充実につながるものと判断して、長期の貸出しに至ったものでございます。話を伺っ

た時期につきましては、本年3月初旬頃であると記憶しております。

○議 長

1番 長野君

○1 番

白浜町青少年研修センター条例とはどのような条例なのか。また、白浜町青少年研修センター管理運営規則とはどのような規則なのか、教育委員会にお伺いをいたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

白浜町青少年研修センター条例につきましては、青少年の健全育成を図るため、センターを設置すること、また施設の管理に関して必要事項を定めているものでございます。

白浜町青少年研修センター管理運営規則につきましては、条例の執行に関し必要な事項を定めているものでございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

施設使用に対する運営規則とはどのようなものか、お伺いいたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

施設使用に対する運営規則につきましては、白浜町青少年研修センター管理運営規則でございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、町長部局にお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ご質問をいただきました町有施設使用に関する運営規則は、個別の施設における条例が基本となります。その他は白浜町公有財産管理規則において、行政財産の一部使用や普通財産の貸付けに関する規定がございます。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

条例及び管理運営規則では、長期使用は可能となっているのか、また、長期使用可能の根拠はこの条例のどこに表現されているのか、町長部局にお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番外（総務課長）

ただいま町有施設の長期使用が可能かどうか、また、その根拠についてご質問をいただきました。

施設の使用等に関する基本的な条件は、個別の条例に定められております。例えば総務課が所管する白浜町ITビジネスオフィス条例であれば、第6条において使用期間は5年以内とし、期間を更新することができること定められており、これを根拠に長期的な使用を許可しております。

○議長

1番 長野君

○1番

教育委員会にお伺いをいたします。

○議長

番外 教育次長 廣畑君

○番外（教育次長）

本来会議室として使用するもので、会議室という性質から長期間占有する使用許可は不適切であるにもかかわらず、誤った解釈により使用を許可していたものであり、誠に申し訳ないと思っております。

○議長

1番 長野君

○1番

町長部局は、このような事実が発生していることを承知していたのか、お伺いいたします。

○議長

番外 総務課長 寺脇君

○番外（総務課長）

この事実が発生したことを知ったのは、令和5年5月6日付の地元紙に、「児童家庭支援センターが開所」という記事が記載されていた時点でございます。また、教育委員会への問題提起につきましては、週明けに、教育長、教育次長に貸出しに至った理由、経緯などを含めて、事実確認を行いました。

確認の結果、令和5年5月から令和6年3月まで使用を許可し、その間の使用料は免除という報告を受けました。

白浜町青少年研修センター条例では使用できる時間を定めておりますが、今回、条例に定めのない時間外の使用も含まれていたこと、また、使用を許可した期間も長期にわたることから、早急に相手方と協議し、他の事務所を探し、移転をしていただくこと、移転するまでの間、使用料を徴収するようお伝えしたところでございます。

○議長

1番 長野君

○1番

白浜町とNPO法人との契約はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

月の初めにNPO法人より、一月分の使用許可申請書を提出いただいております。申請だけで、契約には至っておりません。

○議 長
1番 長野君

○1 番
使用について、その使用料はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

使用料につきましては減免申請をいただき、使用料の減免を行っております。

○議 長
1番 長野君

○1 番
この施設は、条例により、長期貸出しができない施設だと思っております。使用料の減免を認めているということではありますが、本来、長期貸出しに対して減免ができる施設なのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今回の使用料減免につきましては、会議室として貸し出す施設を事務室として長期占用させたことは不適切であり、減免と認められるものではないところ、誤って使用料の減免を行ってしまったものでございます。誠に申し訳なく思っております。

○議 長
1番 長野君

○1 番
この案件については民生課が主管だと思っておりますが、なぜ教育委員会が担当したのか、お伺いをいたします。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

NPO法人の代表より、青少年研修センターか美之浦保健センターの借用希望について相談があり、施設を見学した結果、今回の使用につきましては、青少年研修センターの借用を依頼されているというところで話を伺ったものでございます。

○議 長
1番 長野君

○1 番

過日、施設運営者から事務所移転が行われたと聞きますが、どのような状況か、また、なぜ移転したのか。何か不都合な点でもあったのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

NPO法人の代表に、今回の青少年研修センターの貸出しについては、本来長期の貸出し対象施設でないにもかかわらず、教育委員会事務局の誤った解釈により使用許可を出してしまったことを丁寧に説明し、事務所移転のお願いしたところ、ご理解をいただきました。12月1日より白浜駅近くに仮移転したと伺っております。

このことについては、NPO法人に対し非常にご迷惑をかけてしまいました。今回の施設利用に関する認識の甘さを痛感し、深く反省しております。今後は、このようなことを繰り返さぬよう、施設の管理運営に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議 長

1番 長野君

○1 番

ハウレンソウという言葉がございます。報告、連絡、そして相談。このことを今後の職場につながっていただけたらなど、このように思います。

これで私の質問を終わります。

○議 長

それでは、白浜町の施設貸出しについての質問は終わります。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月15日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 正木 秀男は、14時50分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年12月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員